

ヤング・リビング 方針と手続

POLICIES & PROCEDURES



初版	2018年	8月 1日
改定1	2020年	11月 4日
改定2	2021年	1月 1日
改定3	2021年	5月 1日
改定4	2021年	11月 1日
改定5	2023年	1月 1日
改定6	2024年	7月 1日
改定7	2024年	12月 12日

目次

1 はじめに	3
2 会員になる	5
3 販売組織の運営	5
4 プレイスメント(旧：スポンサー)の責務	15
5 広告	15
6 販売の要件	22
7 ボーナス	22
8 注文	24
9 出荷	25
10 支払い	26
11 製品の返品	27
12 会員アカウントの管理	28
13 争議の解決と懲戒処分	30
14 無活動、再登録およびキャンセル(解除)	36
15 その他	37

1 | はじめに

1.1 目的

本「方針と手続」は、独立請負業者である「ブランドパートナー」となるための申請および合意（ならびにヤング・リビングによる承認）に基づき、ブランドパートナーが同意する方針と手続を概説しています。ブランドパートナーは、以前は「メンバー」や「ディストリビューター」、または「YL パートナー」と呼ばれていた場合があります。本文書の目的は下記となります。

- ブランドパートナーが最終消費者にヤング・リビング® 製品およびサービスを販売・マーケティングする際の行動基準を定義する。
- ヤング・リビングとのブランドパートナーの関係を定義する。
- ブランドパートナーが、顧客に対してヤング・リビング製品のマーケティングと販売を行うことを支援するとともに、他のメンバーに対して、顧客へのマーケティングと販売を行うよう動機付け、教育、指導することを支援する。

1.2 用語

「方針と手続」の中では、ヤング・リビング・ジャパン・インク（日本支社）を以下「ヤング・リビング」と呼びます。本契約（以下に定義）を締結する個人または法人を、「ブランドパートナー」と呼びます。「紹介者」、「プレイスメント」、「ショッピングメンバー」、「ビジネス組織」、「サポートチーム」という用語は、「方針と手続」およびボーナスプラン（「販売報酬プラン」）に、その意味を定めています。「メンバー」という用語は、ヤング・リビング製品ユーザーを総称して指す場合があります。

「プレイスメント（旧スポンサー）」という用語は、会員のひとつ上位のサポートメンバーを指します。会員が新しい会員として登録され、その後の12か月間に、製品を50PV購入していた場合、その会員アカウントは「アクティブ」と呼ばれ、そうでない場合は「インアクティブ（無活動）」となります。

「紹介者」という用語は、新しいブランドパートナーをヤング・リビングに登録させたブランドパートナーです。個人は12か月間に1回しか登録できません。

「ショッピングメンバー」とは、小売顧客を含む、ブランドパートナーではなく、ヤング・リビングから直接的な消費のために製品を購入することができますが、ブランドパートナーに登録したり、ボーナスプランに基づいて販売手数料を獲得したり、ヤング・リビングの製品を転売したりすることは許可されていない個人を指します。ショッピングメンバーは、以下「ブランドパートナーになる」セクションの要件を満たすことで、いつでもブランドパートナーになることができます。

1.3 会員契約の一部としての各種ポリシーとボーナスプラン

「方針と手続」の文書の中で「本契約（the Agreement）」という用語が使われる場合は常に、ヤング・リビング会員契約（Young Living Member Agreement）（または単に会員契約）、「方針と手続」、ヤング・リビング・プライバシーポリシー（Young Living Privacy Policy）、用語の定義（Terms and Definitions）を含むヤング・リビングボーナスプラン（Young Living Compensation Plan）（または単にボーナスプラン）を集合的に指します。

本契約は、ブランドパートナーとヤング・リビング間の最終的で排他的かつ完全な合意を形成し、ヤング・リビング間のすべての合意、コミュニケーション、理解、および取引経過に優先します。ヤング・リビングが本契約に関して、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明や保証も行っていないことに同意します。また、本契約に関して、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明や保証にも依拠しないことに同意します。

本契約のいかなる規定にも関わらず、ブランドパートナーは、法令違反の可能性がある行為について、政府機関に報告したり、開示したり、直接連絡したり、問い合わせに応じたり、証言したり、あるいは政府機関に対する報告書を作成したりすることを禁止するものではありません。潜在的な違反について、ブランドパートナーは、上記のような対応を行う前に、ヤング・リビングに連絡する必要はありません。さらに、本契約のいかなる条項も、ブランドパートナーが政府機関から何らかの金銭的な報酬を求めたり、受け取ったりすることを妨げたり、阻害したりするものではありません。

適用される法律は国によって異なります。したがって、ブランドパートナーは、常に適用される日本の法律を遵守しなければなりません。また、ブランドパートナーが事業を行う各国の法律およびヤング・リビングの方針に従う必要があります。ブランドパートナーが事業を行う各国のヤング・リビングの方針は、本契約に組み込まれ、ブランドパートナーがビジネスを行う上で遵守する必要があります。

■ 1.3.1 個別仲裁および集団訴訟の放棄に関する通知

本契約第 10.2.2 条には、個別仲裁合意および集団訴訟の放棄に関する条項が含まれています。本契約書に同意することにより、個別仲裁合意および集団訴訟の放棄に関する条項のすべての規定を読み、慎重に検討し、理解したことを明示的に認め、これらの条項に明示的に同意するものとします。

■ 1.4 修正 / 承認

ブランドパートナーの販売報酬は、最終消費者へのヤング・リビング®製品の販売に基づいています。ヤング・リビングは常に、ボーナスプランを随時変更する権利を有しています。ヤング・リビングは長年、顧客への製品販売において、継続的な役割を果たす人々に報酬を与えることを目的として、新たな顧客を開拓し、顧客を動機づけ、育成し、他のメンバーに販売を指導するといった活動を通じて、販売測定基準と資格要件を確立してきました。

ヤング・リビングは、本契約（本契約の一部または全部）を随時修正することができます。変更は、ヤング・リビングによって、すべてのアクティブなブランドパートナーに配布された公式ヤング・リビング出版物（電子メールニュースレターなど）、公式ヤング・リビングウェブサイトに掲載、またはアカウントに記載された電子メールアドレスに送信された後、30 日後に有効になります。ただし、プライバシーポリシーの修正は、その公表と同時に有効になります。修正は、明示的に合意された場合を除き、修正の有効日前に発生した行為には遡及適用されません。

ブランドパートナーが修正または変更を受け入れる意思がない場合、ブランドパートナーは、修正または変更の有効日前にヤング・リビングに通知することにより、ヤング・リビングとの契約を自主的に終了することができます。修正または変更の有効日後にブランドパートナーによる継続的なビジネス、注文、販売手数料またはボーナスの受領、または、その他の利益の受領は、すべての修正または変更を含む本契約の全体に対する同意とみなされます。

■ 1.5 ブランドパートナーのコンプライアンス

ブランドパートナーは、独立したブランドパートナーとしての事業活動に適用されるすべての規則、規制、法令、および条例を遵守するものとします。

ヤング・リビングは、ブランドパートナーが法令、規制、本方針と手続、または本契約に違反した場合、アカウントの終了を含め、あらゆるコンプライアンス対策を講じることができます。

■ 1.6 包括性と差別禁止

ヤング・リビングは、人種、宗教、言語、性別、文化、その他の個人的な差異に関わらず、すべての消費者に対して製品を提供しています。また、ヤング・リビングまたはその製品に関する意見や見解の相違がある場合であっても、ブランドパートナーには、ヤング・リビングに関連する事業を行う際に、他の人々を尊重し、親切かつ思いやりをもって事業を行うことを期待し、奨励しています。

2 | 会員になる

2.1 会員になる条件

日本国内でヤング・リビング会員になるには、以下の条件を満たしていなければなりません。

- 20歳以上であり、かつ学生でないこと。
- 個人または夫婦であること。夫婦は原則同一資格とするものの特段の理由がある場合には、「夫婦別登録申請 及び同意書」をヤング・リビング (TEL:03-4334-2278、younglivingjapan@youngliving.com) に申請し、承認を得たうえで一方の配偶者は他方の配偶者の第1もしくは、第2レベルに登録することができる。共同登録は申請者と共同登録申請者の2名であること。共同登録申請者は申請者になることはできない。
- 他人名義の登録でないこと。(20歳未満、学生、他人名義登録が判明した際は即時解約とする)
- 外国人については有効な在留カードを所持し、永住者であるか特別永住者であること、あるいは就労許可または資格外活動許可により日本国内でビジネス活動ができる資格があること。また、在留資格証、就労許可証、資格外活動許可証の写しをヤング・リビング (TEL:03-4334-2278、younglivingjapan@youngliving.com) に提出しなければならない。
- 公務員法などの関連法令や就労規則を遵守して申請する者であること。
- 再登録の条件に違反しないこと。
- 本「方針と手続」、概要書面、プライバシーポリシー、ボーナスプランを熟読し、同意すること。
- ヤング・リビングが適当でないと判断した登録申請でないこと。
- 登録希望者が暴力団など反社会的勢力に所属または関係していないこと。

ヤング・リビングは、法律上許可される範囲内であれば、理由を問わずブランドパートナー契約を拒否することができます。

ブランドパートナー契約は、郵送、ファックス、電子メール、または、ヤング・リビング ウェブサイト (https://www.youngliving.com/ja_jp) を通じて提出することができます。郵送または電話での登録の場合、登録後30日以内に申請書とブランドパートナー契約書を提出し、ヤング・リビングが承認する必要があります。それができない場合、ブランドパートナー特典が適用されません。ブランドパートナー契約書が30日以内に受領されない場合、署名された契約書が受領されるまで、ブランドパートナーアカウントは保留状態になります。

ブランドパートナーの申請者は、ブランドパートナーアカウントに共同申請者および/または共同所有者を有することができます。ヤング・リビングによって承認されると、共同アカウントは生存者への権利（共同所有者のうち一人が亡くなった場合、残りの共同所有者が自動的にその亡くなった者の権利を継承し、単独の所有者になる権利）を持つ共同保有とみなされます。

3 | 販売組織の運営

3.1 独立した契約者の立場

ヤング・リビングのブランドパートナーは、独立した販売契約事業者であり、フランチャイズ権やビジネスオポチュニティの購入者ではありません。ブランドパートナーとヤング・リビングの間の契約は雇用関係、代理関係、組合、合弁事業を作り出すものではありません。ブランドパートナーとして得たすべての報酬について、個人もしくは法人の所得税または法人税、住民税、消費税などを支払う責任があります。ブランドパートナーにはいかなる義務についてもヤング・リビングを（明示黙示を問わず）拘束する権限はありません。

ヤング・リビングの主な事業は、ヤング・リビング®製品の調合、試験、および生産です。ブランドパートナーは、消費者へのヤング・リビング製品の販売、プロモーション、およびマーケティングを行う機会を与えられます。ブランドパートナーは、ヤング・リビング製品の調合、試験、または生産には関与しません。

法律上の要件への準拠やヤング・リビングの知的財産およびブランドの保護に必要な範囲を除き、ヤング・リビングは、ブランドパートナーがヤング・リビング製品を販売し、ショッピングメンバーや他のブランドパートナーをビジネス組織に登録し、

またはビジネスを運営する方法または手段を管理しません。ただし、ブランドパートナーは、本契約を遵守するものとします。ブランドパートナーは、ヤング・リビングの承認を求めることなく、個別にアシスタントを雇用することができますが、ブランドパートナーは、アシスタントの活動に対して完全に責任を負うものとし、アシスタントによる本契約の違反は、アシスタントを雇用したブランドパートナーによる本契約違反とみなされます。

■3.2 複数のブランドパートナーアカウントの禁止

ブランドパートナーは、1つのブランドパートナーアカウントに対してのみ法的または衡平法上の権利を持つことができます。ヤング・リビングが、ブランドパートナーが顧客アカウントを含む複数のアカウントに対して許可されていない権利を持っていると判断した場合、ヤング・リビングは後から作成されたアカウントを終了するか、またはブランドパートナーに対して他の懲戒処分を科すことができます。

しかし、ブランドパートナーは、別のブランドパートナーから相続（直接の相続または信託受益者としての相続）によって別のブランドパートナーアカウントへの権利を取得した場合、複数のブランドパートナーアカウントを持つことができます。ヤング・リビングに、書面で相続について通知を行い（第3.7条に規定）、ヤング・リビングから書面で譲渡の承認を受ける必要があります。

ヤング・リビングは、継承するブランドパートナーと協力し、ブランドパートナーおよびその他の家族メンバーや既存のブランドパートナー組織のために、継承された地位をヤング・リビング組織に法的に整合性のある形で統合します。

ブランドパートナーとその配偶者/パートナーは、別々のアカウントを持つことができます。ただし、2つ目のアカウント（ブランドパートナーアカウントまたはショッピングメンバーアカウントのいずれであっても）が、もう一方の配偶者/パートナーの第1もしくは、第2レベルにある場合に限り、ヤング・リビングは、このようなアカウントを定期的に監査し、後から作成されたアカウントが本契約に違反していると判断した場合、そのアカウントを終了させる場合があります。ただし、ブランドパートナーとその配偶者/パートナーが別のアカウントを持つ場合には2.1の会員になる資格に基づいてヤング・リビングに申請し承認を得る必要があります。

■3.3 世帯構成員または関係者の行為

世帯構成員またはビジネスパートナー企業の関係者の行為が、本契約に違反し、ヤング・リビングまたはビジネス組織に損害を与えた場合、その責任はブランドパートナーに及ぶ可能性があります。

■3.4 ブランドパートナーの禁止行為

ブランドパートナーが、他のブランドパートナーに本契約に違反すること（ボーナスプランの操作や非倫理的な慣行への参加を含む）を奨励、援助、支持、または指導（非公式な指導や正式な有料指導を含む）した場合、そのブランドパートナー自身も本契約に違反することになり、ヤング・リビングは、そのブランドパートナーのアカウントを終了する、または、ヤング・リビングが適切と判断する措置を取ることができます。

■3.5 株式会社、合同会社などの法人

株式会社、合同会社などの法人は、会員登録申請書および同意書、法人登記事項証明書など必要書類をヤング・リビングに提出することで、ヤング・リビングのブランドパートナーになることができます。この法人登記事項証明書には、法人のすべての株主、役員、会員、経営者、パートナー、被信託人の氏名を示すか、同じ内容をヤング・リビングへの提出文書に記載しなくてはなりません。また、法人は、法人の一部または従業員が、別の販売組織に参加していないことを証明しなくてはなりません。いかなる個人も形を問わず複数の販売組織に参加することはできないためです。会員は上述の適切な文書を提出することで、同じプレイズメント（旧スポンサー）の下で個人から法人へと転換することができます。

ヤング・リビングは、税金、資産計画、有限責任を目的とした会員の商号変更、株式会社、合同会社などの法人の設立について承認しなかった場合、ブランドパートナーのアカウントを終了させる、または、ヤング・リビングが適切と考えるその他の措置を講じることがあります。

さらに、企業の設立証明書など法人の証拠となる文書の写しを提出することで、新しい販売組織に対して権益を持つ人が証明書提出から過去6か月以内に別の販売組織に対する権益を持っていたことがないことを証明します。(ただし、それが既存の販売組織の継続で事業形態を変更した場合を除きます) ブランドパートナーは、個人名や組織名、その他の自身の情報に変更があった場合、その情報を accountupdates@youngliving.com に伝える必要があります。

■ 3.6 譲渡

ヤング・リビングは、本契約をいつでも別のヤング・リビングの関連会社に譲渡または移転することができます。ブランドパートナーは、ヤング・リビングにアカウントを公正な市場価格(過去12か月間に受け取った累積の販売報酬額)で購入するオプションを提示し、アカウントおよび契約、または、その下での権利や義務を売却、譲渡、(総称して「譲渡」)することができます。

- 譲渡を行うブランドパートナー(譲渡者)と受け手は、合意内容とアカウント(関連するブランドパートナーのビジネス組織を含む)の譲渡または移転の意思をヤング・リビングに書面で通知する必要があります。譲渡の意思を resolutions@youngliving.com に伝え、ヤング・リビングに公正な市場価格でのアカウントの買取り選択権を30日間与えてください。
- 譲渡を行うプラチナ(支払いランク)以上のブランドパートナーは、ヤング・リビングの執行役員の承認を受けることになります。これは、このような譲渡が法的に遵守されており、ヤング・リビング、譲渡を行うブランドパートナー、受け手とそのそれぞれの組織の相互利益を促進する形で実行されることを保証するためです。

いかなる譲渡を受けるブランドパートナーも、譲渡を行うブランドパートナーによる本契約違反に対して責任を負い、ヤング・リビングが譲渡を受けるブランドパートナーに対して懲戒処分を科することができることに同意するものとします。

■ 3.7 相続と承継

ブランドパートナーのアカウントおよび関連するビジネス組織は、ブランドパートナーの法定相続人または法定代理人に譲渡される場合があります。ヤング・リビングが一度承認すると、共同アカウントは、生存者への権利を伴う共同保有とみなされます。

相続または承継の承認のための適切な法的文書は、亡くなったブランドパートナーの遺産相続計画文書の有無や内容によっても異なります。亡くなったブランドパートナーがアカウント所有権を譲渡する遺言書を持っていた場合、遺言書のコピーを提供する必要があります。同様に、ブランドパートナーアカウントが信託されている場合、信託文書を提供する必要があります。財産がブランドパートナーアカウントの所有権を決定するために検認手続きを経る場合、所有権を決定する裁判所の検認証明書を提出する必要があります。場合によっては、遺言書、信託、その他の文書から明らかでない事実を証明する公証人の宣誓供述書が認められることがあります。

ブランドパートナーアカウントの相続および承継に関する提案の審査および決定のプロセスには、特に遺言検認裁判所が関与している場合やブランドパートナーアカウントの所有権が争われている場合、時間がかかることがあります。ヤング・リビングは、ブランドパートナーアカウントとその収益/ボーナスを保留するか、相続人または法定代理人に、一時的な期間中または提案された相続または承継が検討されている間、ブランドパートナーアカウントを一時的に運営させることができます。

ブランドパートナーのアカウントの臨時運営や相続人が引き継ぐことが承認された場合、ヤング・リビングは、相続人または代表者が、適切なレベルで、そのブランドパートナーのアカウントを積極的かつ献身的に運営する能力を示せなかった場合、そのブランドパートナーのビジネス組織の全部または一部を、適切なレベルでビジネスを運営できるブランドパートナーに移転または再割り当てする権利を留保します。ヤング・リビングは、独自の絶対的裁量により、いかなる理由であれ、いかなる時でも、ブランドパートナーが2つのアカウントとその関連するビジネス組織を運営する適切なレベルを示していないと判断した場合、そのブランドパートナーが元のアカウントと相続したアカウントの所有権を持つことを拒否する権利を留保します。ヤング・リビングが、相続によって得た2つ目のブランドパートナーアカウントに対する利益享受権を認めない場合、ヤング・リビングは、ブランドパートナーに対し、相続したブランドパートナーアカウントの利益を売却するための猶予期間を与えます。その猶予期間の後、相続したブランドパートナーアカウントは、ヤング・リビングが適切なレベルで組織運営が

譲渡されない限り、一時的な停止または終了となります。

■3.8 ヤング・リビング会員ビジネスの分割

ブランドパートナーは、夫婦関係、株式会社、合同会社などの法人（以下、法人と呼ぶ）の形で、他者とともにひとつの販売組織を運営することができます。夫婦が離婚した場合、または法人が解散した場合、他のサポートメンバーまたはグループメンバーの権益と収入に悪影響が及ばないように、ただちにビジネスの分割が確実に行われるよう手配しなくてはなりません。

離婚または法人の解散の訴訟手続きの間、離婚する配偶者または解散する法人は、以下のいずれかの運営方法を採用しなければなりません。

- 当事者の一人が他の当事者の同意を受け、当事者がヤング・リビングに対して他の当事者と直接取引を行うことを認める旨の譲渡書に従ってビジネスを運営します。これにはアカウントから除かれる人による公正証書とした申請書と、新たに署名されたブランドパートナー契約が必要です。
- 当事者たちは平常通りに共同で販売組織の運営を続けることもできます。この場合、ヤング・リビングからの報酬は、当事者たちの合意に基づき、全会員の共同名義または分割される法人名で支払われます。
- 当事者たちは、当事者に対する裁判所の命令に従ってビジネスを運営することができます。

ヤング・リビングは、離婚する配偶者や解散する法人の関係者に対して、販売組織を分割することはありません。同様にヤング・リビングは、ブランドパートナーのボーナスを離婚する配偶者や解散する法人の関係者との間で分割することもあります。ヤング・リビングは販売組織ひとつだけを認め、販売組織あたり 1 回のボーナス支払いサイクルごとに 1 回の振込をいたします。ボーナスを他の当事者に支払うべきだと販売組織の全当事者が合意するか、ヤング・リビングに対する司法権を持つ裁判所の命令がある場合を除いて、ボーナスはいつも同じ個人または法人宛てに振り込まれます。

ある販売組織の元配偶者または元関係者としてのすべての権利を放棄すれば、自由にプレイスメント（旧スポンサー）を選んで新しい会員として登録することができます。ただし、その場合、以前の販売組織のブランドパートナーとショッピングメンバーに対しても何の権利も持たないこととなります。この場合、他の新規登録会員と同じように新しいビジネスを構築しなくてはなりません。

■3.9 アカウントの終了

ブランドパートナーのアカウントが何らかの理由で終了した場合、そのアカウントがビジネス組織の系図内で占めていた位置は、ヤング・リビングによって将来の利用のために評価されます。終了したブランドパートナーのアカウントは、ヤング・リビングが決定する資格のある候補者に販売される場合があります。

さらに、終了したブランドパートナーのアカウントポジションは、ヤング・リビングが単独の裁量で、積極的かつ献身的なリーダーシップを発揮し、ヤング・リビングブランドへの忠誠心があり、ビジネス組織内でビジネスを成長させることに貢献している、良好な状態にある既存のブランドパートナーに与えられる場合があります。ただし、このような配置が、ヤング・リビングとビジネス組織全体の最善の利益となる場合に限りです。

本条項に基づき、解約されたアカウントのポジションにブランドパートナーを配置する場合、既存のビジネス組織の構造を変更することはできません。既存のビジネス組織の構造を変更するには、解約されたアカウントのポジションの上位にあるビジネス組織の同意を得なければなりません。

あるいは、ヤング・リビングは、単独の裁量により、解約されたブランドパートナーやショッピングメンバーアカウントの位置の直下の第 1 レベルの各ブランドパートナーやショッピングメンバーアカウントを繰り上げることを決定することもできます。これは、解約されたアカウントを系統図から削除し、以前の第 1 レベルのアカウントを、解約されたアカウントと同じプレイスメントの下に移すことを意味します。

■ 3.10 税金

■ 3.10.1 所得税

ヤング・リビングは、ブランドパートナー個人に毎月支払われるボーナスから 12 万円を差し引いた残額から、源泉徴収税と特別復興所得税を差し引いた金額を支払います。所得税は翌年 3 月 15 日までに申告・納付する義務があります。ブランドパートナーは適格請求書発行事業者である場合には、自己の登録番号をヤング・リビングに通知してください。

■ 3.10.2 消費税

ヤング・リビングは、適格請求書発行事業者のブランドパートナーには、消費税込みのボーナスを支払います。ブランドパートナーは、原則として個人の場合は翌年 3 月末までに、法人の場合は事業年度終了日の翌日から 2 か月以内に所轄の税務署に消費税を確定申告・納付する義務があります。

■ 3.11 不当行為

■ 3.11.1 競合ビジネスへの勧誘禁止

ヤング・リビングとそのブランドパートナーは、自社のビジネスとヤング・リビングのブランドパートナーおよびショッピングメンバーのリストの構築に多大な投資を行ってきました。これらのリストは、ヤング・リビングのブランドパートナーが所有し、機密情報であり、ヤング・リビングの知的財産を正当に使用することから得られる利益です。この価値を保護するため、そしてヤング・リビングとの契約条件として、ブランドパートナーは、以下の制限がヤング・リビングと他のブランドパートナーの正当なビジネス上の利益を保護するために、妥当かつ必要であること、そして、これらの制限がブランドパートナーの他の雇用やビジネスオポチュニティ、または、その他の生計手段を妨げるものではないことを理解し同意します。

- ブランドパートナーは、契約期間中、直接・間接、第三者を介してかを問わず、また、どちらから接触したかを問わず、ヤング・リビングのブランドパートナーやショッピングメンバーをヤング・リビングが提供する製品と類似または代替の製品やサービス、ビジネスオポチュニティを提供する競合ビジネスに勧誘することを禁じます。
- ヤング・リビングの製品、サービス、オポチュニティの提供とともに、ヤング・リビングのミーティング、セミナー、発売イベント、コンベンションなどのヤング・リビングのイベントにおいて、ヤング・リビング以外の製品、サービス、競合ビジネスを提供することを禁じます。

「勧誘」または「リクルート」という用語は、次のことを意味します。

- (i) 個人または法人を、ビジネス、プログラム、組織に登録させる、またはその試みをすること。
- (ii) 個人または法人に対して、ビジネス、プログラム、組織に参加するよう宣伝・奨励する、またはその試みをすること。
- (iii) 個人または法人に対して、ビジネス、プログラム、組織またはその製品についての説明を行う、説明に参加する、または説明を手伝うこと。

このようなリクルート行為は、相手の個人または法人が最終的にヤング・リビングとの関係をやめるか否かに関係なく、本規定に対する違反となります。リクルート行為は、その努力や試みが自らの連絡によって直接に行われるか（電子的手段、ソーシャルメディアを含む、これらだけに限定されない）または、第三者を介して、間接的に行われるかを問いません。ヤング・リビングのブランドパートナー、ショッピングメンバーであることを知らなかった場合でも本規定に対する違反となります。

ブランドパートナーが (i) 競合ビジネスへの勧誘禁止規定に違反することにより、当該ブランドパートナーのアカウントを自主的に終了した場合、違反発生日をもって終了し、(ii) 違反が発生した期間に支払われるべき収入、手数料、ボーナスを失います。ヤング・リビングが違反発生日後に、ブランドパートナーに報酬を支払った場合、違反が発生した後に支払われたすべての報酬は、ヤング・リビングに返還されます。

さらに、本条項に違反するブランドパートナーは、ヤング・リビングに対して、勧誘活動およびその活動から直接的または間接的に生じる利益、報酬、手数料、その他の利益の会計情報を提供しなければなりません。本条項に違反するブランドパートナーは、ヤング・リビングに対してそのような利益、報酬、手数料、その他の利益を返還しなければならず、また、そのよう

な活動により他のブランドパートナーに生じた悪影響に対して、他のブランドパートナーに対しても責任を負うものとします。

ヤング・リビングは、本条項を執行するために、差止命令と損害賠償、その他の金銭的救済を求めることができます。これらの救済策はすべて累積的であり、互いに排他的ではありません。本契約の他のいかなる規定にもかかわらず、ヤング・リビングは、自らの裁量により、裁判所での訴訟、調停または仲裁、あるいはこれらの組み合わせによって、本条項を執行することができます。

■3.11.2 競業の禁止

ヤング・リビングのブランドを保護するため、本契約の条件として、プラチナ以上のランクに達したブランドパートナーは、他のネットワークマーケティングビジネスに従事しないことに同意するものとします。

しかし、ダイヤモンドランク以上のブランドパートナーは、アフィリエイトプログラム（製品を紹介して、その販売額に応じて報酬を得るプログラム）に自由に参加することができます。ただし、そのようなアフィリエイト製品が、ヤング・リビングの製品と競合するエッセンシャルオイルや栄養補助食品ではないこと、そして、そのようなアフィリエイト製品が、紹介に基づくマーケティングまたは販売を通じて個々の顧客に販売され、多段階の販売報酬を伴わない場合に限りです。

さらに、ダイヤモンドランク以上のブランドパートナーを含むすべてのブランドパートナーは、個人的な使用を目的としてのみ、他のマルチレベルマーケティング、パーティープランニング、またはその他のダイレクト販売会社の製品を購入することができます。

ダイヤモンドランク以上のブランドパートナーは、ヤング・リビングのブランドパートナーアカウントおよびビジネスとは別に、ネットワークマーケティング以外のビジネス活動を行うことができます。ただし、第 3.11.1 項の競合ビジネスへの勧誘禁止に関する規定には違反しないことを条件とします。

具体的には、本契約期間中、ダイヤモンド以上のリーダーシップランクに到達したブランドパートナーは、

- ヤング・リビング以外の販促資料、販促ツール、製品、またはサービス（以下「ヤング・リビング以外の販促物」）を、ヤング・リビングの販促資料と同じ物理的または電子 / オンラインの場所、または視聴者が同時にヤング・リビング以外の販促物とヤング・リビングの販促資料を閲覧できるような方法や形式（例えば、同じソーシャルメディアアカウント上など）で表示してはなりません。
- ヤング・リビングのプログラム、オポチュニティ、製品、またはサービスと関連して、見込み客または既存のヤング・リビングのブランドパートナーやショッピングメンバーに対して、ヤング・リビング以外のプログラム、オポチュニティ、製品、またはサービスを提供してはなりません。
- ヤング・リビング関連の会議、セミナー、コンベンション、ウェビナー、テレカンファレンス、その他のイベントで、ヤング・リビング以外のプログラム、オポチュニティ、製品、またはサービスを提供してはなりません。

ダイヤモンド以上のランクへの到達は、極めて権威のあることで、ヤング・リビングへの相当な時間の投入が必要です。さらに、ダイヤモンド以上のランクに達した会員は、ヤング・リビングの機密情報、営業上の秘密情報をさらに詳しく知る場合があります。ダイヤモンド以上のランクに到達した場合、本契約の有効期間と、当事者による契約解除・契約満了・契約終了（理由を問わず）から 6 か月の間、会員、営業担当者、コンサルタント、従業員、代理人、役員、取締役、株主、パートナー、販売員、ディストリビューター、オーナーなど直接・間接を問わずいかなる立場でも、他のマルチレベルマーケティング、パーティープランニングなどのダイレクト販売会社（提供する製品・サービスの種類を問わず）に関与しないことに同意します。この制限は本契約期間中に、ブランドパートナー（または、ブランドパートナーの販売組織）が業務を展開した、あるいは実際に業務を行ったすべての地域に適用されます。

プラチナランクまでのブランドパートナーは、ヤング・リビングの栄養補助食品と直接競合するエッセンシャルオイル製品や栄養補助食品製品を取り扱わない他のネットワークマーケティング会社やその他のビジネスオポチュニティに参加、運営することができます。ただし、第 3.11.1 条に違反しないことを条件とします。

■ 3.11.3 他社のダイレクト販売員を狙った販売

ヤング・リビングは、同社の製品を販売したり、ヤング・リビングに勧誘したりするために、他のダイレクト販売会社の販売網を具体的にあるいは意識的にターゲットにする行為を容認していません。また、ヤング・リビングは、他のダイレクト販売会社との契約条件に違反するような勧誘や誘導を容認していません。

■ 3.11.4 クロスライン・リクルート

クロスライン・リクルートまたはクロスライン・スポンサリングの実行または試みは禁止されており、容認されることはありません。「クロスライン・リクルート」とは次のように定義されます。(a) すでにヤング・リビングの会員資格を持つ、または過去 6 か月間に契約していた個人または法人を、直接・間接を問わず、別のプレイスメント（旧スポンサー）のラインに登録すること、(b) 別のスポンサリングラインにいるヤング・リビングの現会員にプレイスメント（旧スポンサー）変更の方法を教えたり、自分の組織への編入を促すために指導を行ったりすること、(c) (a) または (b) に述べた行為を援助・奨励・促進すること。配偶者または親族の氏名、商号、屋号、偽名、企業、架空の識別番号を使用して、本条項を迂回しようとすることは禁止されています。

■ 3.11.5 ボーナス取得を目的とした製品購入と販売

ヤング・リビングのビジネスモデルは、ヤング・リビングの売上はすべて、ヤング・リビング製品のメリットを感じて購入している最終消費者から成り立っているという原則に基づいています。会員が直接、あるいは第三者を介して、ボーナスを得るためだけに製品を購入させることは、会員側の詐欺行為であり、本条項に違反しています。法律や規約によって、以下の行為は、厳密かつ絶対的に禁止されており、守られなかった場合は、契約が終了する可能性があります。

- 本人が知らないうちにブランドパートナー・ショッピングメンバーに登録させること。
- 本人の知らないところで他人や法人のために契約書に署名すること。
- 個人または法人をブランドパートナー・ショッピングメンバーとして不正に登録すること。
- 偽の個人または法人をブランドパートナー・ショッピングメンバーとして登録すること。
- 販売組織のボーナスを増やす目的でブランドパートナー・ショッピングメンバーに資金援助して製品の購入を促すこと、または、他のブランドパートナーのアカウントを利用して製品を購入すること。
- 他のブランドパートナー・ショッピングメンバーが当該クレジットカードまたはその他の支払方法のアカウントの口座名義人ではない場合に、その者たちのためにクレジットカードまたはその他同様の支払方法を使用すること。
- 販売手数料、ボーナス、その他の報酬を目的に、合理的・常識的に消費できる以上の製品を購入すること。
- ボーナスプラン獲得条件を満たすことだけを目的に、他のブランドパートナーに製品購入を指示すること。

■ 3.12 国外での活動

知的財産権、データ保護、関税、課税、文献内容、その他のダイレクトセリングのガイドラインについて外国の法律を遵守することは、ヤング・リビングの新しい市場への国際的な拡大を成功させるために非常に重要なことです。そのため、ブランドパートナーは、ヤング・リビングが承認し、ヤング・リビングの公式資料に掲載されている国でのみ、その国の方針や手続に従った場合に限り、他のメンバーを勧誘したり、紹介者になったりすることができます。承認のない国での事前市場開拓活動は、ヤング・リビングが新たな市場に参入する可能性を危うくし、他の多数の会員にとっての機会を失うおそれがあります。このように厳しい影響を及ぼすおそれがあるため、承認のない国での事前市場開拓活動により会員契約の終了、または、ヤング・リビングが適切とみなすその他の措置を講じることができません。会員はヤング・リビングのために、あるいはヤング・リビングに代わって、いかなる国においても製品名、商号、商標、特許、ウェブドメイン、IP アドレスを登録することはできません。そのような行為によりヤング・リビングに損害を与えた場合、利益の損失、営業権の損失、損害賠償、合理的な弁護士費用などを含め、ヤング・リビングを補償することに同意するものとします。

ブランドパートナーは、米国法に基づいて包括的な禁輸措置の対象となっている国または管轄区域に、ヤング・リビング製品を出荷するため、またはその他の方法で譲渡、転売、または再輸出するための注文を行わないものとします。ヤング・リビングは、これらの条件に違反するブランドパートナーとの契約を、事前の通知なしに、かつブランドパートナーに対する責任なしに終了する権利を留保します。

公式に活動可能と認められている国の会員をスポンサリングしたい場合、以下のすべてを満たしている必要があります。

- 居住国において適格な登録要件を備えていること。
- その国に適用されるヤング・リビングの「方針と手続」を熟読し、理解し、同意すること。
- その国で適用されるすべての法律を遵守することに同意すること。
- その国で義務づけられている源泉徴収税に同意すること。

米国で販売するために登録された製品のみが、米国で宣伝および販売される場合があります。

ブランドパートナーは、ヤング・リビングが承認した国でのみ、世界中の会員をスポンサーしたり、登録したりすることができます。ヤング・リビングがオープンしている市場では、その国で販売を許可された製品のみが宣伝販売され、それはヤング・リビングの許可を得て、その国での販売に関連する条件やポリシーを遵守した上で行わなければなりません。ブランドパートナーは、合法的な輸入または販売が行えない国に製品を輸入してはなりません。会員のスポンサリングを行うどの国においても、すべての法律に従うことに同意します。これには、ダイレクトセリング関連法、勧誘関連法、広告関連法、異議申立関連法、すべての税法、外国での事業運営に適用されるその他のすべての法律（これらだけに限定されない）が含まれます。

米国の居住者ではない場合、ヤング・リビングのビジネスに関連して行う役務をすべて米国国外で行うことに同意します。ヤング・リビングのビジネスに関連して行う役務を米国国内で行う場合は、その役務を行ってから 30 日以内にヤング・リビング (usbusinessstrips@youngliving.com) に連絡し、ヤング・リビングのビジネスに関連して米国国内で行ったビジネス活動に費やした時間を報告することに同意するものとします。

外国籍の場合、日本においてヤング・リビングのビジネスに関連した活動を行う在留資格がない場合または資格を喪失した場合は、一切これらを日本国内で行わないことに同意します。資格外活動の許可によりヤング・リビングのビジネスに関連する役務を日本国内で行う場合は、その役務を行ってから 30 日以内にヤング・リビング・ジャパンお客様問い合わせ窓口 (younglivingjapan@youngliving.com) に連絡し、ヤング・リビングのビジネスに関連して日本国内で行ったビジネス活動に費やした時間を報告する義務があります。

■ 3.13 再販禁止 (NFR) 製品と役務の提供場所

一部の国では、会員は再販禁止 (NFR:Not-for-resale) の条件でヤング・リビング製品を購入し、個人輸入することができます。再販禁止製品 (NFR) を購入した場合、それを再販することはできません。再販禁止製品の入手可能性は、国によって異なる場合があります。

■ 3.14 贈収賄の禁止

ブランドパートナーとその代理人、従業員、コンサルタントは、政府の官僚または職員、政党、公職の立候補者（以下、集合的に「公職収賄者 (Government Recipient)」）に対して（あるいは相手を問わず金銭または価値ある物品の全部または一部が直接・間接を問わず「公職収賄者」に贈与される、または贈与の申し出、約束をされることを知りながら）、不正な優位を得る、「公職収賄者」の行為や判断に影響を与える、政府や政府機関の行為や判断に影響を与えるため「公職収賄者」に政府や政府機関に対する影響力を行使させる、といった目的で、いかなる金銭も価値ある物品の贈与、贈与の申し出、約束をしてはいけません。ブランドパートナーの従業員、役員、代理人、サブコンサルタントにも同じ制約が課されます。

■ 3.15 包装の変更とラベルの変更

ブランドパートナーは、ヤング・リビング製品のラベルを貼り替えたり、変更したり、包装を変えたり、中身を詰め替えたりしてはいけません。ブランドパートナーは、製品またはパッケージのシリアル番号、UPC コード、バッチまたはロットコード、その他の識別情報を削除、改ざん、または変更してはいけません。ブランドパートナーは、製品の供給源、出荷、および取り扱いに関する情報を公開することを含め、ヤング・リビング製品の販売に関連する品質またはカスタマーサービスの問題の調査および解決に協力します。ブランドパートナーは、ヤング・リビングの指示がない限り、製品のラベルまたは説明内容を削除、翻訳、変更してはいけません。ブランドパートナーは、製品の適切なケア、保管、および取り扱いに関するヤング・リ

ビングのすべての指示に従います。特に、すべてのヤング・リビング製品は、直射日光を避けて、涼しく乾燥した場所に保管する必要があります。ブランドパートナーは、期限切れ、または 60 日以内に期限切れとなる製品について、ヤング・リビングの在庫を定期的に確認し、そのような製品を販売しません。ブランドパートナーは、顧客に現在の連絡先情報を提供し、製品の販売の前後に、質問に答え、アドバイスを提供し、顧客の懸念に対応できることを顧客に知らせます。ブランドパートナーは、製品情報、適切な使用、その他の問い合わせに関連する顧客からの質問や懸念に対応します。顧客の質問や懸念に対応する際、ヤング・リビングは、ブランドパートナーがヤング・リビングの資料を参照し、利用可能な教育ツールを参照および使用するか、直接ヤング・リビングに連絡することを推奨します。ブランドパートナーは、製品のリコールまたはその他の消費者安全情報の発信努力に関して、ヤング・リビングと協力します。

ヤング・リビングは、ヤング・リビング製品をブランドパートナーが再販売する独自製品の成分または要素として使わないよう強く推奨します。ブランドパートナーがヤング・リビング製品を再販売する製品の成分または要素として使う場合も、そのような製品の販売に関連してヤング・リビングの商標やロゴを使うことは禁止されます。この種のラベルの変更、包装の変更は、厳しい刑事罰を招く可能性があります。また、本条項に対する違反があった場合、ブランドパートナーのアカウントを終了する、またはヤング・リビングが適切とみなすその他の措置を講じる場合があります。

さらに、ヤング・リビング製品を他の製品の成分としての使用すること、および製品の包装やラベルの変更によるすべての損害について、ヤング・リビングに補償することに同意します。

■ 3.16 機密保持契約

ヤング・リビングの会員として、秘密または独占的な性質の情報を提供される可能性があります。これには系列と組織についてのレポート、カスタマーのリスト、ヤング・リビングまたはヤング・リビングのために会員が作成したカスタマー情報（カスタマーと会員のプロフィール、個人を特定できる情報、製品購入の情報など、これらだけに限定されない）、会員のリスト、メーカーとサプライヤーの情報、ビジネスレポート、ボーナスまたは売上のレポート、マーケティング戦略と計画、製品の配合、製品情報、プロモーション情報、その他財務と事業に関する情報が含まれます。（以下、機密情報）

ヤング・リビングは、機密情報が完全、正確、品質が十分であること、または特定の目的に適合することを保証しません。そして、ブランドパートナーは、ヤング・リビングの機密情報を「現状のまま」受け入れることに同意します。ヤング・リビングは、機密情報を開示する際に、機密情報内の不正確な部分を更新または修正するための追加情報を提供する義務を負いません。

すべての「機密情報」は（書面、口頭、電子形式を問わず）知る必要があることを条件として、ヤング・リビングのビジネスのためにのみ、また販売組織の中だけで使用できるものとして厳格に秘密を保持した形で送られます。場合によっては（たとえば高位の会員に事前に伝えられるプロモーション情報について）ヤング・リビングがそのプロモーションを全会員に知らせるまでは、自らの販売組織内にその情報を伝えてはなりません。これらの情報の秘密を守り、情報の秘密性を守るために妥当なセキュリティ方法を採用しなくてはならず、これらの情報を、直接・間接を問わず第三者に開示してはなりません。ブランドパートナーとその販売組織は、ブランドパートナーが行った無許可の開示によって生じた損害についてヤング・リビングに補償することに同意します。

一方または両方の当事者によるいかなる理由による終了時にも、ブランドパートナーは、当該機密情報の使用を中止し、その保有する機密情報を破棄するか、または直ちにヤング・リビングに返還しなければならない。第 3.15 条に定めるブランドパートナーの義務を制限することなく、ヤング・リビングは、ブランドパートナーに事業情報を提供する前に、秘密保持契約書への署名を要求することがあります。また、ヤング・リビングは、ブランドパートナーのアカウントが終了した際に、全ての機密情報を返却または破棄したことを証明するよう要求することができます。

本条項に記載された義務は、効力を失わず、差止命令、損害賠償、およびその他の利用可能なすべての救済手段による法的執行の対象となります。ブランドパートナーはさらに、ヤング・リビングが本条項に基づく権利を行使するための法的措置において勝訴した場合、ヤング・リビングは本条項に基づく権利を行使するために発生したすべての費用および合理的な弁護士費用を請求する権利を有することを理解し、同意します。

■3.17 肖像権

ブランドパートナーは、ヤング・リビングが主催する各種イベントにおいて、ヤング・リビングのスタッフに写真や動画で撮影させること、そして、撮影した画像をヤング・リビングが適切と考える方法で広告やマーケティング素材に無償で使用することに同意します。肖像を使用することを許可しないのであれば、イベントの開催前にヤング・リビングのスタッフに自身の責任で通知することになります。本条項の規定は契約終了後も永久に有効です。

■3.18 ランクの認定

ボーナスプランは、ランクとプランに記載されたさまざまな条件に基づいてボーナスを支払います。ブランドパートナーは、毎月、資格を得たランクに従って支払いを受ける権利を得ます。ヤング・リビングによってさまざまな方法、さまざまな時に認定され、一定のランクを獲得します。ヤング・リビングが定めるランクの資格を得て、その特典を受けるためには、そのランク（またはそれ以上のランク）の資格を得るための最低要件をボーナス計算期間中に満たし、アカウントがアクティブ（有効）かつ良好な状態である必要があります。

リトリートへの参加資格や、特別な報酬、インセンティブ、イベントへの参加資格を得るための要件は、Youngliving.com に掲載されています。

■3.19 非独占性

ヤング・リビングは、いかなるブランドパートナーに対しても、個人またはグループとして、ヤング・リビングの製品やサービスの独占的な販売地域、または独占的な販売チャネルを付与しません。ブランドパートナーは、フランチャイズ料金を支払う義務もありません。ヤング・リビングは、デジタルコマースウェブサイトやその他の企業（e コマースプラットフォームなど）または、その他の流通チャネルを含む（これらに限定されない）、あらゆる販売チャネルおよび地域を通じて、自社の製品およびサービスを提供する権利を留保します。

■3.20 非差別、反ハラスメント、および従業員のプライバシー

会員は、ヤング・リビングや、他の会員、ヤング・リビングの従業員や役員、ヤング・リビングの創立者を軽んじたり誹謗中傷したりしてはいけません。しかし、報告が確かなもので、誤解を招くようなものでない限り、否定的なレビューを含め、ヤング・リビングの製品やサービスの率直なレビューを口頭でも書面でも、本条項に違反することなく行うことができます。会員によるヤング・リビングの製品やサービスのレビューは、誹謗中傷、嫌がらせ、虐待、卑猥、下品、性的に露骨なもの、人種、性別、民族、その他の本質的な特徴に照らして不適切なものであってはなりません。

ヤング・リビングは、その従業員（役員を含む）が嫌がらせを受けたり、サイバーストーキングされたり、その他の虐待を受けたりすることも許されません。ヤング・リビングは、会員に対し、ヤング・リビングの従業員は当社の雇用の範囲外で個人の生活、個人的な意見、プライバシーがあることを心に留めて欲しいとお願いしています。従業員が私生活上でのメール、個人のソーシャルメディアページ、私生活上の電話などでコミュニケーションをとる時、会社を代表して発言することはありません。従業員がヤング・リビングの社員としての立場で話している場合でも、全ての従業員は人間であり、時には言い間違いや不適当な発言をすることがあります。ヤング・リビングは、会員に対して、会員間だけでなく、会社の従業員に対しても寛容さを示すことを求めています。ヤング・リビングの従業員を個人的に攻撃したり、暴言を吐いたりした場合は、本方針と手続の下で懲戒処分を受ける可能性があります。また、すべての会員は、アカウントの問題を解決したり、当社に対するフィードバックを提供したりするために、ヤング・リビングの従業員と直接連絡を取ろうとするのではなく、適切なお問合せ先（例 お客様問い合わせ窓口、営業担当者など）にご連絡くださるようお願いいたします。

本条項の違反は、ブランドパートナー契約の重大な違反となり、ヤング・リビングは違反した会員との会員契約を終了することになります。

本条項に含まれる義務は、本契約の終了後も存続し、差止命令、損害賠償、およびその他の救済措置による法的執行の対象となります。ブランドパートナーはさらに、本条項に基づくヤング・リビングの権利を行使するための法的措置においてヤング・リビングが勝訴した場合、ヤング・リビングは本条項に基づく権利を行使するために発生したすべての費用および合理的な弁護士費用を請求する権利を有することを理解し、同意するものとします。

4 | プレイスメント(旧:スポンサー)の責務

■ 4.1 エンロールメント

ブランドパートナーは、ヤング・リビング会員をスポンシングする権利があります。新規会員はそれぞれ、自分のプレイスメント/紹介者を選ぶ最終的な権利を持っています。もし、同じ新規会員またはショッピングメンバーについて、そのプレイスメント/紹介者は自分だと2人の会員が主張した場合、新規会員は登録後30日以内にいずれかひとりを選ぶ権利があります。

■ 4.2 オンラインでの登録手続き

オンラインでの登録手続きをする際には、申し込み者の登録申請の記入をお手伝いいただきたくありません。ただし、申し込み者は概要書面に目を通し同意しなくてはなりません。オンラインの会員登録申請に本人以外の紹介者またはプレイスメント(旧スポンサー)が直接入力することはできません。

■ 4.3 プライバシー

ヤング・リビング・ジャパン公式ホームページに掲載されているヤング・リビング・プライバシーポリシーに従って、会員、顧客から提供された全ての個人情報を保護しなければなりません。また、会員、顧客情報は本契約によって企図されたヤング・リビング・ビジネス以外の目的のために個人情報を保持、使用、開示したりすることはできません。さらに、以下のデータ保存ガイドラインに従って個人情報を使用し、保存することに同意するものとします。

- 個人情報が書かれた印刷物は、可能な限り、鍵のかかったキャビネットの中など、本人のみがアクセスできる安全な場所に保管してください。
- 個人情報の電子的なコピーは、パスワードで保護されたコンピュータ、ノートパソコン、および専用のアクセス権を持つデバイス上でのみ閲覧してください。
- 個人情報を保存および処理するデバイスには、マルウェア対策ソフトウェアや最新の修正プログラムなど、合理的なセキュリティ対策を講じてください。
- 電子文書の保存が必要な場合は、個人情報をパスワードで保護されたコンピュータ、ノートパソコン、および専用のアクセス権を持つデバイスに保存し、個人情報を暗号化されていないポータブルストレージデバイス(メモリスティック、外付けハードドライブなど)に保存しないようにしてください。

5 | 広告

■ 5.1 ヤング・リビング素材の使用

ヤング・リビングの製品やプログラムを広告、説明する際には、不注意による誤りや違法な主張を防ぐため、現在あるヤング・リビングのマーケティング素材、文献、公式の表現と文章(例 誇大広告の禁止、薬機法の遵守)を使うように努めてください。素材は誤解を招かないよう文脈に沿った形でご使用ください。

■ 5.2 教育と参考資料

ヤング・リビングは、教育を重視しており、すべてのブランドパートナーに、当社が開発した素晴らしい製品に関する知識を深めることを奨励しています。教育への私たちの取り組みは、ヤング・リビングのウェブサイトにも及びます。このウェブサイトには、ヤング・リビング製品の広告および宣伝のための科学に裏付けされた主張が含まれています。

ヤング・リビングのブランドパートナーは、書籍、ウェブサイト、YouTube チャンネル、ブログなどを含む幅広いリソースを通じて、当社の製品を研究し、学習することを奨励されています。当社は、継続的な学習が製品を理解するために不可欠であると考えています。

ブランドパートナーは、ヤング・リビングとその製品を宣伝するために、第三者の情報源からの参照資料を使用する自由が与えられています。ただし、ヤング・リビング製品の広告や販売において、不適切な製品の主張を使用することは許可されていません。不適切な製品の主張には、ヤング・リビング製品が病気の診断、治療、治癒、または予防に使用できると示唆するよ

うな内容が含まれます。

ヤング・リビングは、ヤング・リビング製品の広告や販売に利用しない限り、個人的な学習のために使用する書籍、ツール、その他の参考資料に対して制限を課しません。

ヤング・リビングの製品を宣伝する際には、「商業的言論」の基準によって規制されており、主張できる内容が制限されています。これらの規制は、消費者を保護し、製品を購入する際の情報に基づいた意思決定を確保するために設けられています。ブランドパートナーとして、作成するマーケティング資料はすべてヤング・リビング社の広告資料とみなされます。ヤング・リビングは、ブランドパートナーが本方針と手続とすべての法律の両方に準拠しながら、ヤング・リビング製品を宣伝することを強く推奨します。

規制の範囲内で、ヤング・リビング製品を効果的に広告宣伝する方法については、バーチャルオフィスにある「製品教育」セクションをご覧ください。製品教育セクションでは、本方針と手続と法規制を遵守しながら、他者に製品について教育するのに役立つ貴重な情報が提供されています。

■5.3 ブランドパートナーが制作した広告資料および製品

ヤング・リビングが開発していない広告素材を制作または使用することを選択したブランドパートナーは、その素材が「独立したブランドパートナー」のものであり、ヤング・リビングのものではないことを明確に示し、その素材がヤング・リビングによって承認または推奨されていないことを明示的に述べなければなりません。ブランドパートナーは、ヤング・リビングの社用紙や、ブランドパートナーがヤング・リビングの従業員であることを示すいかなる表現も使用することはできません。

ヤング・リビングが制作していない広告素材を使用する場合、すべての適用法令および本契約に準拠する必要があります。そのような素材は、ヤング・リビングのブランドを保護するために、専門的で上品な方法で制作されなければなりません。ヤング・リビングの評判を損なうような素材は使用してはなりません。ブランドパートナーは、ヤング・リビングが、ブランドパートナーの制作した広告素材の削除または使用の中止を要求する場合、そのようなすべての要求に迅速に対応することに同意します。

■5.4 広告における主張と表現

■5.4.1 製品についての主張

いかなるヤング・リビング製品についても、不正確な容認できない主張をすることを禁じられています。特に、ヤング・リビング製品が病気の診断・治療・緩和・治癒・予防を目的としているという主張はいっさいしてはなりません。また、ヤング・リビング製品について間違った、あるいは誤解を招く声明を出してはなりません。

■5.4.2 収入についての主張

間違ったまたは誤解を招く、期待を持たせる可能性のある収入予測を述べることは禁じられています。

ブランドパートナーは、ヤング・リビングのビジネスオポチュニティに関連して、次の事項に関する不適切な収入の主張、証言、声明、またはその他の表現（書面または口頭）を行うことを禁じられています。

- 収入、収益、または利益を誇張または保証すること。
- 誤解を招く可能性のある推定や希望的予測に基づく収入、収益、または利益に関する主張をすること。
- ビジネスの運営が贅沢な生活（豪邸、高級車、海外旅行など）をもたらすような主張を行うこと。
- 収入、収益、または生活に関する虚偽または誤解を招く可能性のある情報を提供すること。

具体例として、ヤング・リビングのビジネスを運営する成果として、以下の内容を言及または暗示してはなりません。

- 早期退職
- フルタイムのキャリアと同等の収入（「キャリアレベルの収入」）
- 贅沢な生活
- 豪邸
- 高級車

- 海外休暇
- 配偶者が働かなくてもよくなること
- 経済的自由
- 上記に類似する内容

さらに、ブランドパートナーは、贅沢な生活を示唆するソーシャルメディアの投稿の近くで、ヤング・リビングについて言及してはなりません。また、ブランドパートナーは、いかなるボーナス明細書の画像、または銀行口座残高、納税申告書、または同様の財務記録の画像を開示してはなりません。

ヤング・リビングは、ブランドパートナーの収入に関する真実として、最新かつ包括的な情報を伝えるために、平均収入表 (Income Disclosure Statement: IDS) を作成しました。この平均収入表は、ブランドパートナーが収入を理解するのに役立つツールであり、内容全体を共有する必要があります。一部分だけを切り出して共有することはできません。必ず全体を公開するか、直接リンクを貼って共有してください。

平均収入表のコピーは、オンライン (YoungLiving.com/ids) から入手できます。ブランドパートナーがヤング・リビングのビジネスオポチュニティについて説明したり、議論したりする際には、必ず相手のブランドパートナーに平均収入表のコピーを提供する必要があります。

情報提供時、平均収入表のコピーは同時に閲覧できるようにする必要があります。(つまり、ハイパーリンクではなく、全体が見える状態で提示する必要があります。)

ブランドパートナーが、自分の経験や成果に基づいて、高い収入や成功を主張する場合、その主張が一般のブランドパートナーにとって現実的なものではない可能性があります。そのため、そのような主張をする際は、典型的なブランドパートナーの収入に関する明確かつ目立つ免責事項を提供しなければなりません。たとえば、パートタイムの収入水準を暗示する説明では、『ほとんどのブランドパートナーは、わずかな補足的な副収入しか得ていません。ブランドパートナーの収益と収入は、個人の勤勉さ、努力、市場状況によって異なります。ヤング・リビングは、いかなる収益、収入、またはランクでの成功も保証しません。』といった内容の免責事項を必ず添えなければなりません。

ブランドパートナーがフルタイムに匹敵するような収入について言及したり、その可能性を示唆したりする場合、その際は、『ほとんどのブランドパートナーは、わずかな補足的な副収入しか得ていません。ブランドパートナーの収益と収入は、個人の勤勉さ、努力、市場状況によって異なります。ヤング・リビングは、いかなる収益、収入、またはランクでの成功も保証しません。』といった内容の免責事項を必ず添えなければなりません。

■ 5.4.3 ボーナスプランについての主張

ボーナスプランについて説明したり、話題にしたりする時、ブランドパートナーは、見込みのあるブランドパートナーに平均収入表のコピーを提供する必要があります。ブランドパートナーは、個人が長期にわたって勤勉に努力することなく成功できるとは決して主張してはなりません。誤った表現の例としては、次のようなものがあります。

- 誰でも成功できる。
- 成功できないのは単に努力不足だ。
- システムがあなたの代わりに仕事をしてくれる。
- とにかく参加して。そうすればグループメンバーは自然に増えていく。
- とにかく登録して。そうすれば私が代わりにあなたのグループメンバーを増やしてあげる。
- 会社があなたの代わりに仕事をしてくれる。
- あなたは何も売る必要がない。
- 必要なのは毎月自分で製品を買うことだけ。

■5.4.4 違法な宣伝文句に対する免責

ブランドパートナーは、ヤング・リビングの製品、サービス、ボーナスプランについて行う口頭・文書での表現において、ヤング・リビング公式の素材に明示的に含まれていない表現すべてについて完全に責任を負います。ヤング・リビングとヤング・リビングの取締役、役員、会員、株主、経営陣、従業員、代理人を、ブランドパートナーの販売組織の宣伝運営におけるブランドパートナーの行動に関連、または起因してヤング・リビングに生じたすべての賠償責任（判決、民事罰、返済、弁護士費用、裁判所費用、ビジネスの喪失など）から免責することに同意します。この規定は本契約の終了後も有効です。

■5.5 ヤング・リビングの知的財産

ヤング・リビングまたはその子会社・系列会社が使用する、あるいはこれら法人が商号、製品ブランド名、商標、ロゴ、スローガン、ハッシュタグ、ウェブアドレス、URL として使用する「Young Living」「Young Living Essential Oils」「YL」「YLEO」などの名称を以下「ヤング・リビング知的財産 (Young Living IP)」と呼びますが、すべてヤング・リビングが権利を有します。

ヤング・リビングの会員である間に限り、(a) ヤング・リビングの公式ホームページやブログで公開されている画像やその他ヤング・リビングが公開している製品説明文、サービスの紹介文などを使用することができます。また、ヤング・リビングが運用する Vimeo や YouTube ページで公開されている動画も各サービスの規約の範囲内で使用することができます。(b) 本契約で禁止されている場合を除き、ヤング・リビングの知的財産（ヤング・リビングの会社ロゴを除く）は、ビジネス組織の構築と管理のために使用するオンラインおよび印刷物を作成する目的でのみ使用することができます。

また、ヤング・リビングの書面による承認がない限り、「ヤング・リビング知的財産」を会員資格の範囲外の活動に関連して使うことはできず、これらの知的財産を含む素材を販売してはなりません（たとえばマーケティング素材（物理的か電子的かを問わず）、エッセンシャルオイル用具、衣類・日用品、ソフトウェアやモバイルアプリ、ブランド商品、本、パンフレット、映画など、直接・間接を問わず他者（他のヤング・リビング会員を含む）に販売する商品）会員資格が終了またはキャンセルされた時点で、この使用許諾は自動的に終了し、ただちにヤング・リビング知的財産の使用をすべてやめなければなりません。

ブランドパートナーは、世界中どの法域においても「ヤング・リビング商標」の全部・一部、またはこれと混同する似たマークを出願、所有、登録することが禁じられています。もし、今後そうする、または過去にそうしたことがある場合、その商標登録や出願を、ヤング・リビングの書面による要請から 10 日以内にヤング・リビングに無償で譲渡することに同意します。

ブランドパートナーは、何らかのオンライン有料マーケティング・プログラム（クリック報酬型広告、Google AdWords、有料ソーシャル広告、動画コンテンツ、コンテンツ配信、ディスプレイ・マーケティングなど）において、ヤング・リビング知的財産を許可された範囲内で使用する場合、「ヤング・リビング ブランドパートナー」というフレーズを法的かつ合法的な方法で使用しなければなりません。

■5.6 ドメイン名とメールアドレス

国内外を問わず、「ヤング・リビング知的財産」またはその派生を含むインターネットドメイン名を使用、登録、所有することはできません。また、「ヤング・リビング知的財産」またはその派生をいかなるメールアドレスにも組み入れたり、組み入れるよう試みたりしてはいけません。本条項に違反する既存の会員所有ドメイン名は、ヤング・リビングから違反の通知があったから 30 日以内に順守状態にすることが求められます。

特定の条件下において、ヤング・リビングとの年間商標ライセンス契約の締結により、侵害的なドメイン名またはメールアドレスの登録が許可される場合があります。このライセンス契約には、ライセンス料が発生します。このようなライセンス契約は、ヤング・リビングによっていつでも提供される可能性があり、非準拠のドメイン名登録を持つブランドパートナーは、上記 30 日以内にヤング・リビングにそれらの登録を譲渡することが期待されます。

■5.7 インターネットについての方針

ブランドパートナーは、ウェブサイト、ブログ、ソーシャルメディアを使用して、インターネット上で自分のブランドパートナーアカウントを宣伝することができます。ヤング・リビング、ヤング・リビング® 製品、またはヤング・リビングのイベ

ントを宣伝するために使用されるウェブサイトまたはオンラインアプリケーションには、サイトの訪問者が、それがヤング・リビングの公式企業サイトであるという印象を受けないように、目立つ場所にヤング・リビング ブランドパートナーのロゴを表示する必要があります。さらに、ブランドパートナーのアカウントを宣伝するために使用されるウェブサイトまたはオンラインアプリケーションには、ブランドパートナーのアカウント番号を含める必要があります。

製品を使用したときの使用感や感動をホームページ・ブログ・ソーシャルメディアに掲載することは認められますが、その場合はステルスマーケティングとみなされないために、「PR」や「広告」の表示の記事に掲載する必要があります。

ブランドパートナーは、インターネットを使用して自身のアカウントを宣伝する場合、ヤング・リビングがブランドパートナーに提供した現在の製品の説明、写真、ビデオ、その他のメディアを使用することができます。ただし、これらのインターネットサイトは、(a) ヤング・リビングのトレードドレス（ウェブサイトの外観やデザイン）や知的財産を使用したり、(b) 不適切な製品、収入、またはボーナスプランの主張を行ったり、(c) 虚偽または誤解を招く情報を掲載したり、(d) 個人の機密情報を収集、保存、処理、または送信したり、(e) 古いまたは時代遅れの製品の説明、写真、ビデオ、その他のメディアを使用したり、(f) ヤング・リビングまたは第三者（ブランドパートナー以外の者）によって運営されているように見せてはなりません。

ソーシャルメディアを利用する際、ブランドパートナーは、ユーザー名、アカウント名、その他の識別子（総称して「ユーザー名」）として、ヤング・リビングの知的財産、会社名、またはヤング・リビングエッセンシャルオイルと混同される可能性のある名前、あるいはヤング・リビングが関係していることを示唆するような名前を使用することはできません。ただし、ユーザー名に「ヤング・リビング」という名前を含める場合は、「ブランドパートナー」または同様の識別子を含め、ヤング・リビングのアカウントとの区別を明確にする必要があります。

ブランドパートナーは、下記の第 5.8 条で禁止されているサイトを除き、ヤング・リビング製品を販売するためにウェブサイトを利用することができますが、上記の条件および以下の条件に従うものとします。

- 各ウェブサイトは、ブランドパートナーが自身の法律上の氏名、または登録商号で運営しなければならず、その名前、送付先住所、電話番号、電子メールアドレス（総称して「サイト所有者情報」）を記載しなければなりません。そして、このサイト所有者情報は、製品の発送の際に必ず添付する必要があります。
- ブランドパートナーは、販売目的で使用されるウェブサイトをヤング・リビングに登録する必要があります。登録は、URL 名とブランドパートナー番号の両方を conduct@youngliving.com に電子メールで送信することで完了します。
- 販売目的で使用するウェブサイトには、ブランドパートナーの表示とブランドパートナーのロゴが表示されている必要があります。
- 販売目的で使用するウェブサイトには、顧客からのフィードバックを受け付ける仕組みを備えていなければなりません。ブランドパートナーは、(a) すべての顧客からのフィードバックや問い合わせに適時に対応するために尽力し、(b) 顧客からのフィードバックに関連するすべての情報（顧客への回答を含む）のコピーをヤング・リビングの要求に応じて提供し、(c) ヤング・リビング製品の販売に関連する否定的なオンラインレビューの調査に協力し、否定的なレビュー内容を解決するための努力を行うものとします。
- 当該サイトは、すべての適用されるプライバシー法、アクセシビリティ法、データセキュリティに関する法令、規制、および業界標準を遵守することを条件として、ブランドパートナーまたはショッピングメンバーの機密情報を収集、保管、処理、および送信することができる。

ブランドパートナーは、ブランドパートナーに代わり、インターネット上のサイトを運営するすべての関係者が、本条項および本契約の残りの部分で規定されているすべての要件を遵守する責任を負います。

ブランドパートナーが、ヤング・リビングのアカウントを宣伝するために使用するウェブサイトやオンラインアプリケーションは、ヤング・リビングによって監視される可能性があります。いかなる期間においても、そのようなサイトやオンラインアプリケーションを監視しなかったとしても、ヤング・リビングの本条項の遵守を確保する権利は放棄されません。ヤング・リビングの要請により、ブランドパートナーは、すべてのウェブページ、ソーシャルメディア投稿、およびその他のオンラインコンテンツや活動に関する情報を提供しなければなりません。ヤング・リビングは、本条項の違反に対して、ブランドパートナーのアカウントを終了する、または、ヤング・リビングが適切と判断するその他の措置を取ることができます。

■5.8 インターネット個人広告サイト、オークションサイト、ショッピングサイト、オーダーフルフィルメントストア

第 5.6 条にかかわらず、会員はいかなるインターネット個人広告サイト (Craigslist など)、市場 (たとえば Facebook® マーケット、Walmart® マーケットなど)、オークションサイト、ショッピングサイト、オーダーフルフィルメントストア (たとえば eBay®, Amazon®, Yahoo オークション、Yahoo ショッピング、メルカリ、楽天など) において、ヤング・リビング製品の販売や表示を行ってはなりません。さらに会員は (a) インターネット個人広告サイト、オークションサイト、ショッピングサイト、オーダーフルフィルメントストアに登録したり、故意に第三者に販売させたりしてはならず、(b) インターネット個人広告サイト、オークションサイト、ショッピングサイト、オーダーフルフィルメントストアで製品を販売すると会員が合理的に判断できる第三者に製品を販売してはなりません。

ヤング・リビングは、ブランドパートナーが本条項に違反した場合、その権利を行使するために要した合理的な弁護士費用および関連費用を請求する権利を有します。ブランドパートナーは、第 5.6 条で許可されているインターネットサイト、および第 5.9 条に従ったヤング・リビングのパーソナルウェブサイトを除き、いかなるインターネットサイト上でも販売を行うことはできません。

■5.9 電話とメールでの勧誘

ブランドパートナーが自身のビジネスへの勧誘のために送信するすべての電子メールは、オプトイン規制 (受信者が配信停止を要求できる適切な情報の提供を行う) を遵守しなければなりません。受信者の要求にもかかわらず、ブランドパートナーの電子メール、電話、またはテキストメッセージの配信を停止しない場合、そのブランドパートナーは法的措置の対象となる可能性があり、ヤング・リビングは当該アカウントを終了する、または、ヤング・リビングが適切と判断するその他の措置を取ることができます。

ヤング・リビング製品またはヤング・リビングのオポチュニティを宣伝するため、または見込み会員を勧誘するためにテレマーケティングを行ってはけません。本条項のテレマーケティングとは、相手の明示的な許可も依頼もないのに電話をかける (1 回でも複数回でも) ことを言います。

本条項に違反した場合、ブランドパートナーは、ヤング・リビングとヤング・リビングの取締役、役員、会員、株主、経営陣、従業員、代理人を、ブランドパートナーのテレマーケティング活動に起因してヤング・リビングに生じたすべての賠償責任 (判決、民事罰、返済、弁護士費用、裁判所費用、ビジネスの喪失など) から免責することに同意します。

■5.10 サービス事業所

ヤング・リビング製品は、サービス事業所での販売が許可されています。サービス事業所とは、医師、歯科医、カイロプラクティック、その他の医療専門家のオフィス、健康クラブ、ジム、理髪店、美容院、ネイルサロン、カウンセリングサービス、日焼けサロン、その他、会員制または予約制で顧客が利用する個人向けサービスを提供する場所のことを指します。

■5.11 希望小売価格

ヤング・リビングは、特定の広告行為が、ヤング・リビングの知的財産、商標、ブランド、そして高級なイメージを損ない、消費者による製品やサービスへの投資を阻害し、消費者に最善のサービスとサポートを妨げることを防止するために、本条項は日本におけるブランドパートナーの理解と協力を求め、よりヤング・リビングの知的財産、商標、ブランド、そして高級なイメージを保持するための共生と協同の原則の理解をお願いするものですが、日本における独占禁止法の基礎理論に沿って自由な価格設定を侵害したり、強制をするものではありません。

ヤング・リビングは、本条項を、現在日本で希望小売価格が設定されているすべてのヤング・リビング製品 (日本の公式ヤング・リビングウェブサイトで最新の状態で保たれている) (「対象製品」) の広告に適用することを希望します。また、ヤング・リビング製品 (日本の公式ヤング・リビングウェブサイトで最新の状態で保たれている) (「対象製品」) の希望小売価格は、ヤング・リビングが独自の裁量でいつでも変更することができ、その変更について個別で通知する必要はありません。

ヤング・リビングは対象製品の希望小売価格を定め、すべてのブランドパートナーにその希望小売価格を通知する唯一の責任

者です。ブランドパートナーは、すべてのヤング・リビング製品を適正な任意の価格で広告および販売をする自由を有しますが、ヤング・リビングは、ブランドパートナーが対象製品を希望小売価格で販売することを希望します。

1. 希望小売価格、プロモーションコード、または対象製品に適用できるその他の同様の規定の使用を含め、適用される希望小売価格より低い価格となるクーポン、割引、返金、またはその他の誘因を提供することは制限されておりませんが、ヤング・リビングは、ブランドパートナーが対象製品を希望小売価格で販売することを希望します。
2. 対象製品を、他の製品またはサービス（ヤング・リビングまたは他の法人によって製造または提供されるにかかわらず）とセット販売することは、消費者に混乱を招く可能性がありますので、を避けて下さい
3. ヤング・リビングは、希望小売価格を参考とした対象製品の価格設定を希望しています。ブランドパートナーは、すべてのヤング・リビング製品を適正な任意の価格で広告および販売をする自由を有しますが、ブランドパートナーが対象製品を希望小売価格で販売することを希望します。
4. 第三者がすべてのヤング・リビング製品を適正な任意の価格で広告および販売をする自由を有します。

「価格はお電話でお問い合わせください」、「価格についてはテキストメッセージでお問い合わせください」、または「価格についてはメールでお問い合わせください」といった価格が明記されていない広告が使用される場合や、自動音声通話、テキストメッセージ、または自動返信メールが使用される場合においても、希望小売価格を参考とした対象製品の価格設定を希望していますが、最終的にはブランドパートナーは、すべてのヤング・リビング製品を適正な任意の価格で広告および販売をする自由を有します。

「広告」という用語には、新聞、カタログ、雑誌、チラシ、パンフレット、テレビ、ラジオ広告、看板、ウェブサイト、ブログ、ソーシャルメディア、アフィリエイトマーケティングネットワーク/比較ショッピングエンジン、ブランドパートナーが顧客または見込み顧客に発信するテキストメッセージまたは電子メール、モバイル/スマートフォンアプリケーション、バナー広告、オンライン商品広告、有料検索広告、クリック課金型広告、ディスプレイ広告、モバイル広告、商品リスティング広告、スポンサーリンク、インターネットを介して通信または伝達されるデジタル形式のその他のメディアでの広告、およびその他のマーケティングまたはプロモーション資料など、あらゆる種類のメディアを通じて表示されるすべてのプロモーションまたは価格情報が含まれます。

上記にかかわらず、最終的なオンライン決済段階（商品名、配送先住所、メールアドレス、支払い情報などを入力し、製品をカートに入れた後）に表示される価格情報は、本条項において「広告」とはみなされません。ブランドパートナーは、ショッピングカートや決済段階での価格情報が、検索エンジンや価格比較サイトで検索されず、且つ、ブランドパートナー自身のウェブサイトの検索結果にも表示されないようにする必要がありますが、ヤング・リビング製品を適正な任意の価格で広告および販売をする自由を有します。

ブランドパートナーが、ヤング・リビング製品のギフトカードまたはギフト、追加の参考資料といった他のインセンティブを提供することは、本条項の違反とはなりません。

さらに、無料または割引送料の広告は、対象となる製品が、特定の製品だけではなく、同じ種類の他の商品もほぼすべて含まれている場合、本条項に違反しません。

本条項は、ヤング・リビングと他の法人との間の契約を制限するものではありません。ヤング・リビングはブランドパートナーまたはその他の当事者からも本条項の遵守を求めることもありません。各ブランドパートナーは、本条項を遵守するかどうかを独立して選択する権限を有します。本条項は希望小売価格のみに適用されます。また、ブランドパートナーがヤング・リビングの定める希望小売価格や販売価格に対して変更を請求することはできません。

本条項は、ヤング・リビングと他のいかなる法人との間の契約を構成するものではありません。ヤング・リビングはいかなるブランドパートナーまたはその他の当事者からも本条項の遵守を求めることもありません。各ブランドパートナーは、本条項を遵守するかどうかを独立して選択しなければなりません。本条項は交渉不可であり、いかなる個々のブランドパートナーに対しても変更されません。本条項は広告価格のみに適用され、ブランドパートナーがヤング・リビング製品に対して請求でき

る価格には影響しません。ブランドパートナーは、本条項を執行する権利を持ちません。

ヤング・リビングは、自社の裁量により、いつでも本条項の更新、改訂、一時停止、終了、復活、または変更を行うことができます。本条項に関する質問は、書面で提出し、ヤング・リビングの希望小売価格管理者 (conduct@youngliving.com) 宛てに送付してください。

■ 5.12. 見本市と展示会

本契約の規定に従い、ブランドパートナーは、見本市や展示会において、ヤング・リビング製品を展示・販売することができます。イベントで展示される全ての資料は、公式のヤング・リビングの資料でなければならず、ブランドパートナーは、自身が独立したブランドパートナーであることを明確に示さなければなりません。

■ 5.13 メディアからの問い合わせ

ヤング・リビング、その製品、サービス、または販売組織について、メディアから問い合わせがあっても自分で対応しないでください。いかなる種類のメディアからの問い合わせであれ、ただちにヤング・リビングのお客様問い合わせ窓口 (younglivingjapan@youngliving.com) を紹介しなくてはなりません。これによって正確かつ一貫した情報が一般に届くこととなります。

6 | 販売の要件

■ 6.1 製品の販売と販売レシート

小売用注文書兼納品書を会社のウェブサイトからダウンロードし、製品を顧客に販売した日付、販売した量、購入されたアイテムを記載したものを顧客に提供する義務があります。この小売り用注文書兼納品書には法律で義務づけられている消費者保護のための諸権利を記載します。ブランドパートナーはこの種の法律に従って、購入者に購入キャンセルの権利（クーリングオフ 8 日）を口頭で伝えなくてはなりません。さらに、製品在庫を他の会員に販売する場合も、購入する会員に小売り用注文書兼納品書を提供しなければなりません。会員はすべての小売り用注文書兼納品書を複写して 2 年間保存し、要請があればヤング・リビングに提出しなくてはなりません。

■ 6.2 過剰な在庫購入と 70% ルール

ヤング・リビングのビジネスモデルは、ヤング・リビングの売上すべては、ヤング・リビングの製品のメリットを感じて購入している最終消費者から成り立っているという原則に基づいています。ブランドパートナーは、大規模な過剰在庫につながる可能性のある不必要な製品購入を自分自身またはビジネス組織や他のブランドパートナーに奨励しません。これは「フロントエンドローディング」または「在庫ローディング」と呼ばれ、消費されることなく保管、廃棄、またはその他の方法で処分される製品の購入を指します。ブランドパートナーは、製品を消費するか、製品を消費する人に販売する必要があります。ブランドパートナーは、過剰な在庫を収集、または、その他の方法で保管することを禁止されています。ブランドパートナーが、ボーナスプランの資格を満たすために購入していることが判明した場合、ヤング・リビングはブランドパートナーのアカウントを終了するか、ヤング・リビングが適切とみなすその他の措置を講じることがあります。

ボーナスプランの資格を得るためには、ブランドパートナーは過剰な在庫を抱えることはできず、再販（個人的な使用ではなく）のために購入した在庫の少なくとも 70% を消費、または、最終消費者に販売しなければなりません。製品を追加注文すれば、それはブランドパートナーが以前の注文の少なくとも 70% を販売、または使用済みであると保証したこととなります。

■ 6.3 損傷した製品

ブランドパートナーは、損傷、欠陥、封印が破損している、改ざんの痕跡がある、または規格に適合しない製品を販売してはなりません。ブランドパートナーは、損傷した製品または配送中の損傷について、できるだけ早くヤング・リビングに通知しなければなりません。

7 | ボーナス

7.1 ボーナス

ボーナスプランの下でボーナス報酬の資格を得るためには、ブランドパートナーは自分の会員アカウントで最近 12 か月以内に製品を購入し、本契約を順守しており、会員アカウントが停止状態でないことが必要です。ボーナスはボーナスプランに従って支払われ、その現行バージョンはバーチャルオフィスで入手できます。ブランドパートナーが本契約の規定に従う限り、ヤング・リビングは前の月の売上に対して月末で締め、ボーナス計算をした上で翌月末日（25 日前後）までにボーナスをお支払います。ボーナスの金額が 2,500 円未満の場合は支払いが保留され、累計金額が 2,500 円を超えた月の翌月末日までに振り込まれます。口座申請について、口座名義は登録者と同一名義となります。会員登録申請書及び同意書および会員情報変更申請書でのボーナス受取口座申請は、毎月月末までの受領分が翌月からの振込み対象となります。

※ 共同登録者名義の口座登録は受付できません。

※ 法人登録の場合は、法人名義での申請を行ってください。

ボーナス振込み不能手数料について、ボーナス振込み不能の場合、会員都合（名義人不一致、口座情報の間違い等）により、ボーナスの振込み手続きが取れなかった場合、再手続きの手数料として、1,500 円を申し受けます。手数料は当月発生されたボーナス金額より差し引かれます。また振込み不能の場合の再振込みは、新しい口座情報が確認できた月のボーナスに加算され支払われます。

会員登録時に口座情報が未登録の場合、口座情報の登録確認が行われるまでボーナスの振込みを行えません。会員登録後、速やかに指定の申請書にて申請ください。登録口座内容に変更がある場合は、当社指定の申請書にて申請ください。口座登録及び変更申請の取り扱いは、月末締めの翌月変更となります。登録によって事故や関係諸法令上の問題などが生じた場合、ヤング・リビングは一切責任を負いかねます。金融機関の合併、譲渡・店舗統廃合等による変更の場合も「金融機関からのお知らせ」等を確認の上、ご自身で変更申請書を提出してください。リーダーはボーナスの資格を得るために、ヤング・リビングの定めるリーダーシップ要件を積極的に満たすことが義務づけられています。詳しくはボーナスプランをご覧ください。

ブランドパートナーは、バーチャルオフィスから詳細なボーナス計算書を確認することができます。インターネットにアクセスできないブランドパートナーは、少額の手数料でレポートの郵送を依頼することができます。ブランドパートナーは、販売手数料とボーナス計算書を確認し、支払い日から 45 日以内に、間違いや不一致があれば、ヤング・リビングに報告する必要があります。45 日以内にヤング・リビングへの通知のない間違いや不一致は権利放棄されたものと見なされます。

7.2 金額調整

ブランドパートナーは、ボーナスに対して、他のサービスのための手数料、未払い分、債務などについて金額の調整が行われることに同意します。製品がヤング・リビングに返品され、その返金を受ける場合、またはヤング・リビングによって買い戻される場合、返品または買い戻しの対象となった製品から生じたボーナスは、サポートメンバーのものも含めて、今後のいずれかのボーナスから差し引かれます。その他の債務もすべてボーナスから相殺して差し引かれることがあります。ヤング・リビングは法律で義務づけられている源泉徴収税をボーナスから差し引きます。算出方法は 12 万 1 円以上のボーナスを取得されている方のボーナス額から 1 か月あたり 12 万円を差し引いた残額に 10.21% の税率（源泉徴収税＋特別復興税）を乗じて算出しています。

7.3 ビジネスサポート費用

月額ビジネスサポート費用が毎月課金される場合があります。この費用は、会計処理、事務処理、口座管理、その他の費用を賄うために使用されます。この費用は税控除の対象となる場合がありますので、ブランドパートナーは税務顧問にご相談ください。

ヤング・リビングは、インアクティブ（無活動）のアカウントの維持、アカウント通知手数料など、その他の料金を請求する場合があります。これらの手数料は、ヤング・リビングが無活動状態のアカウントを維持し、6 か月以上無活動状態にあるアカウントを持つすべてのブランドパートナーに通知を送付するための費用を補填するために使用されます。

ビジネスサポート料金、無活動アカウント維持、アカウント通知料金など、その他の料金は、バーチャルオフィスに掲載されており、ヤング・リビングは随時修正することができます。

ヤング・リビングは、すべてのビジネスサポート料金や無活動アカウント維持費やその他の料金を、未払いのボーナスから控除するか、ブランドパートナーアカウントのクレジットから控除することができます。

■7.4 ボーナスの保留

- 振込 - 振込ができなかったボーナスの支払いは、将来の振込の支払い用にバーチャルオフィス内の銀行情報に保留中の支払いとして残ります。

■7.5 マイナンバー

あなたは所得税と消費税を申告する義務があり、ヤング・リビングにマイナンバーを該当者は届ける必要があります。

■7.6 月末の注文処理締め切り

月末の注文処理の締め切りは、注文受付方法により異なります。バーチャルオフィスによる注文は月の末日の 23 時 59 分です。電話による注文は月の営業日末日 17 時 00 分までに注文受付が完了されなくてはなりません。ファックスと郵便による注文は月の営業日末日の 1 営業日前までに当社に届く必要があります。

新規会員登録の初回注文が一般注文の場合、月の営業日末日の 1 営業日前までに会員登録申請書及び同意書と製品注文書が当社に必着した分を当月は会員登録として処理されます。期日を過ぎると翌月の会員登録として処理します。該当締め切り日時までに受領されなかった場合、その注文は翌月に回されます。郵便配達が行われず、またはヤング・リビングのオフィスが閉まっている土曜日、日曜日、祝祭日を除いた平日を「営業日」とします。

8 | 注文

■8.1 注文方法

すべての会員は電話、ファックス、郵便、ウェブサイト、YL おトク便を通じて注文ができます。

■8.1.1 電話

電話で注文、アカウント情報の変更、自分のアカウントへのアクセスを行う場合は、会員番号、個人認証番号（PIN（暗証番号））などヤング・リビング注文用紙に必要なすべての情報を伝えられるよう用意しておいてください。電話は平日、午前 9 時 30 分から 17 時（日本時間）に対応しています。対応時間は変更になる場合があります。現在の対応時間についてはヤング・リビングホームページのお問い合わせにて確認してください。お支払いは代金引換払い、クレジットカード（VISA、MasterCard、クレディセゾン発行のクレジットカード）、PayPal で行えます。

■8.1.2 ウェブサイト

ヤング・リビングのウェブサイトは、オンラインでの注文や情報へのアクセスを迅速かつ簡単にできるようにしています。休日・平日を問わずいつでも 24 時間利用可能なこのウェブサイトでは、オンラインで注文ができます。バーチャルオフィスにログインするには、会員番号とパスワード（秘密にしてください）が必要です。さらにセキュリティコード（4 桁の暗証番号（PIN））が必要になる場合があります。暗証番号は安全に保管し、自分のアカウントでのみ注文を行ってください。

■8.1.3 ライブチャット

注文は、ヤング・リビングのウェブサイトを通じて利用可能なライブチャットサービスを通じて行うことができます（各国で利用可能な場合）。

■8.2 YL おトク便

YL おトク便は、注文したヤング・リビング製品を毎月定期的に出荷される注文方法です。このプログラムを利用すると無料の製品がもらえたり、会員限定の特典が得られたり、ボーナスプランにおけるボーナス資格を得る可能性もあります。YL おトク便についての詳しい情報と登録の手続きは、バーチャルオフィスを見るか、お客様お問い合わせ窓口（03-4334-2278）までご連絡ください。

YL おトク便による注文は毎月 1 日から 25 日までの間に処理されるよう設定してください。26 日を過ぎると YL おトク便の注文は処理されません。注文の時期が早いほど支払いや在庫切れ製品に伴う問題が解決しやすくなります。ヤング・リビングは、会員の支払い義務のために処理されなかった注文について責任を負うことはありません。ブランドパートナーは、PV アシスト・サービスを通じて、ある製品が在庫切れの場合に代替製品を送るようヤング・リビングに指定しておくことができます。

新規会員登録の初回注文が YL おトク便注文の場合、毎月 25 日の 1 営業日前までに会員登録申請書及び同意書と YL おトク便注文書が当社に必着した分を当月の会員登録として処理されます。26 日を過ぎると翌月の会員登録として処理します。

■8.3 注文の全般的な方針

無効または不正確な支払い方式による注文、そのほか何であれヤング・リビングが受諾不可能な注文があった場合、ヤング・リビングは注文を正すために、電話やメールで連絡を取るよう試みますが、翌月 4 日までを期限として注文から 15 日以内に連絡が取れなかった場合、注文はキャンセルされます。

注文がある月にカウントされるためには、注文がその月の末日かそれ以前にヤング・リビングに到着し認められなければなりません。まだ発送されていない未決の注文に対する変更が後からあっても、注文の日付は変わりません。これはボーナスの資格に影響することがあります。

注文した製品が在庫切れまたは廃盤製品である場合、それらを除いた製品のみが送られます。
ご注文の製品が出荷時に利用可能であることを確認することは、お客様の責任です。

製品を購入する際に分割払いは認められません。注文した製品を受け取る前に代金の全額を支払わねばなりません。

■8.3.1 バックオーダー

ヤング・リビングは、バックオーダー（入荷待ち）の注文を受け付ける場合があります。バックオーダーされた商品は、商品が入荷次第、次のご注文と一緒に発送されます。すべてのバックオーダーには送料がかかります。

9 | 出荷

■9.1 出荷の方法と配送料

出荷の方法について

- クレジットカード（VISA、MasterCard、クレディセゾン発行のクレジットカード）・PayPal でのお支払いの場合：決済確認後、3～5 営業日で製品を宅配便でお届けいたします。
- 代引きでのお支払いの場合：ご注文受理後、3～5 営業日で製品を宅配便でお届けいたします。※ 1、2、3、4、5、6
- YL おトク便でクレジットカード（VISA、MasterCard、クレディセゾン発行のクレジットカード）・PayPal でのお支払いの場合：決済確認後、YL おトク便注文日の翌営業日に発送手続きを行い 3～5 営業日で製品を宅配便でお届けいたします。
- YL おトク便で代引きでのお支払いの場合：YL おトク便注文日の翌営業日に発送を行い 3～5 営業日で製品を宅配便でお届けいたします。※ 1、2、3、4、5、6

※ 1：製品出荷時に在庫切れなどでお届けできない場合は後日お届けする場合があります。この場合、製品代金は先にお支払

いただき製品を後日お届けします。

※ 2：航空搭載できない場合、または自然災害等の際はお届けが遅れる場合があります。

※ 3：私書箱への配達はできません。

※ 4：一部ご利用いただけない地域があります。

※ 5：沖縄、および離島などの一部地域への配送は「船便」となる場合があるため、発送からお届けまで 2 週間ほどかかる場合があります。

※ 6：配送時に起こる繁忙期の混雑、天災、システムトラブル、その他予期せぬ事態などにより二次的に発生する事由による製品到着の遅延は一切の責任は負いかねますので予めご了承ください。出荷される荷物には必ず出荷内容の明細が入っており、注文番号、会員番号と氏名、製品番号、製品名、価格、数量、支払い方法が記載されています。会員は自分の会計記録のためにこれらの出荷内容明細を保管してください。なお荷物の追跡機能はほとんどの主要運送会社で利用できます。

配送料について

	50PV未満	50PV以上200PV未満	200PV以上
一般注文	825円	825円	無料
YLおトク便注文	-	726円	無料

代引き手数料

9,999 円まで：330 円

10,000 円～ 29,999 円まで：440 円

30,000 円～ 99,999 円まで：660 円

100,000 円～ 300,000 円まで：1,100 円

※諸事情により配送料や代引き手数料は変更となる場合もございます。

■9.2 出荷物の不一致

注文した品を受け取る際には、中身を出荷内容明細と照合して不一致や損傷がないことを確かめてください。出荷物に不一致や損傷があれば、できるだけ早くヤング・リビングに知らせてください。出荷物の不一致や損傷を荷物受領後 5 営業日以内にヤング・リビングに知らせない場合、訂正を求める権利を失います。

出荷物の不一致や損傷に関する請求の処理には、必ず返品番号が必要になりますのでお客様問い合わせ窓口までご連絡（03-4334-2278）ください。返品番号や返品方法などをご案内いたします。ご連絡なく返品された場合、ヤング・リビングは出荷の不一致に関連する処理を行いません。出荷物について何らかの問題があり、是正を求めたい場合には、お客様問い合わせ窓口までご連絡（03-4334-2278）ください。

10 | 支払い

■10.1 支払い方法

ヤング・リビングで利用可能な支払い方法は以下の通りとなります。

- クレジットカード。（VISA、MasterCard、クレディセゾン発行のクレジットカード）他人のクレジットカードを使用することはできません。
- PayPal（事前にバーチャルオフィスにて設定が必要です。）
- 代金引換払い。

■10.2 残高不足

ブランドパートナーは、定期注文や自動出荷注文に対応できるよう、自身のアカウントに十分な資金が用意されていることを、責任を持って確認する必要があります。回収されない金額は、ボーナス（販売手数料報酬）から差し引かれる場合があります。

11 | 製品返品ポリシー

* 本条項は、2025年4月1日より適用されます。それまでは、現行の規約が適用されますので、詳細は、概要書面（P17 第7章 | 返品・交換の規定）をご確認ください。

ヤング・リビングは、個々の返品または交換を、それぞれ個別に審査する権利を留保します。返品により、返品を行う本人および当該購入に対して報酬を受けたサポートチームメンバーのいずれにとっても、プロモーション、クレジット、コミッション、ボーナスが調整または取り消される場合があります。

11.1 返品ガイドライン

ヤング・リビング製品にご満足いただけない場合、以下の製品を返品することができます。

- 出荷後 30 日以内の未開封の製品については、購入価格および適用される消費税（送料を除く）を、購入時と同じ支払い方法により、全額返金します。
- 出荷後 30 日以内の開封した製品については、購入価格および適用される消費税（送料を除く）を、アカウントへのクレジットとしてお返しします。
- 出荷後 90 日以内の未開封の製品については、購入価格および適用される消費税（送料および製品代金の 10% の取扱手数料を除く）をアカウントへのクレジットとしてお返しします。

ブランドパートナー以外に製品を販売する場合においても、本条項に記載されているのと同じ返品ポリシーを提供する必要があります。ブランドパートナーは、返品を受け取ってから 10 日以内にヤング・リビングに製品を返品する責任があります。ヤング・リビングは、ブランドパートナー以外からの直接の返品を受けたり、払い戻しを行いません。過度の返品は、ヤング・リビングの返品ポリシーの濫用とみなされ、返品特権および / または販売組織の停止につながる可能性があります。製品が破損または誤って出荷された場合、料金はかかりません。個人使用のために購入した 再販禁止製品 (NFR) を返品する場合は、米国の方針と手順の返品ポリシーを参照してください。

11.2 ブランドパートナーによる在庫の返品

ブランドパートナーが本契約を解除する場合、ブランドパートナーは、直近 12 ヶ月以内に購入した製品在庫または販売促進物について、販売または使用ができない場合に限り、返金を求めて返品することができます。

ブランドパートナーは、法律で別途定められている場合を除き、再販可能な状態にある製品および販売促進物のみを返品することができます。再販可能な状態とは、新品で購入したときと同じ未開封の状態を指します。

ブランドパートナーは、ヤング・リビングに製品を返品し、送料を前払いし、本契約を解除して返金を受けたい旨を説明する文書を同封する必要があります。製品の受領後、元の購入価格の正味価格の 90% が返金されますが、送料は差し引かれます。

ヤング・リビングは、ブランドパートナーが返品する製品に関連して受け取った販売手数料、ボーナス、その他のインセンティブを返金額から控除します。ブランドパートナーのアカウントが終了した場合、終了日から 90 日以内にヤング・リビングに返品手続きを完了する必要があります。ブランドパートナーは、アカウント終了日から 90 日以上経過した製品を返品することはできないことを認めます。

11.3 製品キットおよび販売促進物

ヤング・リビングのすべての製品キットや製品セットは、一括して販売されなければなりません。ブランドパートナーは、製品キットや製品セットから個別の製品を別々に販売したり、そのような活動をブランドパートナーのビジネス組織内で促進したりすることは禁止されています。

ヤング・リビングに返品される製品キットや製品セットは、完全なものでなければなりません。そうでない場合、製品キットおよび / または製品セットは交換、または返金の対象となりません。製品キットおよび / または製品セットの中の個別の製品

は、返金の対象となりません。

■ 11.4 プロモーション製品の返品

プロモーション製品（例：「ひとつ買ったならもうひとつは無料」、「PV プロモーション」など）によって、購入者が受け取った無料贈呈品の返品については、以下のように扱います。

- 製品の全部または一部が返品され、それにより無料贈呈品を受け取る資格が失われる場合は、無料贈呈品も返品しなければなりません。これを返品しない場合、無料贈呈品の金額が請求されます。
- プロモーション製品のうちのひとつが返品された場合、ヤング・リビングはそれをプロモーション製品と想定するため、会員に返金することはありません。プロモーション製品がすべて返品された場合、ヤング・リビングは会員が購入した製品について返金します。

■ 11.5 返品手続

返金、買い戻しもしくは交換を伴う返品は、以下の手続きによって行います。

- ヤング・リビングから直接製品を購入した会員本人が返品を行う必要があります。
- 製品は、製品が入っていた容器に入った状態で返品しなければなりません。
- 返品には、返品番号を記入しなくてはなりません。返品番号の取得は、当社へご連絡下さい。納品書・返品依頼書を同封し、返品番号を明記の上、返品を行ってください。返品番号がない場合、送り主に返送されます。
- 返品はすべて、送料元払いでヤング・リビングに送る必要があります。ヤング・リビングは送料着払いの荷物を受け取りません。
- 返品された製品がヤング・リビングの配送センターに届かなかった場合、荷物を追跡する責任は会員にあります。ヤング・リビングは、輸送中に紛失または破損した荷物について責任を負いません。
- PV の調整は、返品取引が完了した月に行います。
- 製品に損傷または瑕疵があった場合を除き、同じ製品の返品を繰り返し行う場合には、払い戻しは致しません。

■ 11.6 クーリングオフ

ヤング・リビングの製品に満足できなかった場合、以下のいずれかの方法で返品できます。新規に登録した会員は自分の意思によって自由に登録を解除することができます。（クーリングオフ）

クーリングオフ

契約書面を受け取った日から会員登録に伴い購入した製品を受け取った日のいずれか遅い日から起算して 20 日を経過する日までの期間に、契約解除して速やかにその代金の返金を受け取ることが出来ます。製品の引き渡しがすでになされている場合、その製品の引き取りに要する費用を負担する必要があります。尚、契約解除によって損害賠償金や違約金を請求されることはありません。また、不実の告知や 威迫・困惑によってクーリングオフが妨げられた場合は、クーリングオフ期間を過ぎていても会社あるいは紹介者からクーリングオフ妨害の解消書面を受け取った日から 20 日を経過する日までの間は契約解除することが出来ます。

〒 150-0001 東京都渋谷区神宮前 4-13-9 表参道 LH ビル
ヤング・リビング・ジャパン クーリング・オフ受付窓口宛

12 | 会員アカウントの管理

■ 12.1 ブランドパートナーアカウントの変更

ブランドパートナーは、申請書に記載した情報の変更について、ヤング・リビングに直ちに通知する必要があります。変更内容を記載した書面による依頼を、電子メール (younglivingjapan@youngliving.com)、チャット、またはバーチャルオフィス

で行うことで、既存の情報を更新することができます。ただし、本条項の範囲内で許可されている変更には、プレイスメントの変更や税務情報の変更は含まれません。

プレイスメントや紹介者は、他人の代わりにアカウントの変更を要求する、または、同様の要求を行うことはできません。

■ 12.2 紹介者 / プレイスメントの変更

ヤング・リビングは、すべてのビジネス組織の健全性を維持し、すべてのブランドパートナーの努力を保護するため、プレイスメントの変更を推奨しません。しかしながら、ヤング・リビングは、やむを得ない事情によりプレイスメントの変更が必要となる場合があることを認識しています。そのため、プレイスメント変更の要求は、以下の状況下でのみ検討されます。

新規登録されたブランドパートナーとショッピングメンバーは、登録後、30日以内であれば、本人もしくは紹介者の承認があればプレイスメント / 紹介者の変更が出来ます。プレイスメント / 紹介者変更は登録後 5 日以内であれば電話で変更が可能です。 ※ 5 日を過ぎても登録後 30 日以内であれば、メールでヤング・リビングの定型フォーマットを使って resolutions@youngliving.com にメールを送ることで変更することができます。送信元のメールアドレスはヤング・リビングに登録されたアドレスに限ります。他の会員や転送されたメールによる届け出はできません。

プレイスメントの変更が、当月承認されるためには、その前月の末日までに手続きを行わなければなりません。プレイスメント変更が登録後 30 日以内でも、月をまたいで申請された場合は、プレイスメント変更は翌月まで反映されません。ヤング・リビングは、30 日以内にプレイスメント変更の申請を提出したことによるプレイスメント変更の遅延については責任を負いません。登録後 30 日以内に紹介者と新たに登録されたブランドパートナーの両方からプレイスメント / 紹介者変更の申請があった場合は、常に新たに登録されたブランドパートナー / ショッピングメンバーの申請が優先されます。新規登録した会員および再登録した会員のみが、新規登録または再登録後 30 日以内に個人アカウントのプレイスメント変更を申請することができます。このような変更は、サポートメンバーや家族の要請ではできません。

特別な事情がある場合、ブランドパートナーまたはショッピングメンバーは、登録後 30 日経過後であっても、以下の手順でプレイスメント変更を申請することができます。

申請方法

1. プレイスメント変更申請フォーム（「3 名の上位会員による承認」が必要）を記入し、35 ドルの手数料を支払い、ヤング・リビングへ提出してください。
2. 提出方法は以下のいずれかです。
 - 郵送 : Young Living Essential Oils, LC, Attn: Resolutions, 3125 W. Executive Parkway, Lehi, UT 84043 (アメリカ合衆国)
 - メール : resolutions@youngliving.com
 - FAX: 1-801-418-8800
3. 「3 名の上位会員による承認」とは、ブランドパートナーのアップラインにいる直近 3 名のうち、6 か月連続で 100PV 以上の購入実績のあるメンバーのうち直近上位会員と定義されています。
4. 手数料はクレジットカードで支払うことができ、申請が却下された場合でも返金されません。
5. ヤング・リビングは、必要署名とすべての書類が揃うまでは、プレイスメント変更を審査しません。

承認をリクエストしたメンバーのうち 1 人が 60 日以内に返事をしなかった場合、申請者の選択でプレイスメント変更の申請ができます。ただし、申請者はサポートメンバーと一生懸命に連絡を取ったことを証明する必要があります。例えば 60 日間、E メールや内容証明郵便などでサポートメンバーに連絡を取ろうとしたことを証明するのに十分な証拠を提出することです。またその証拠は、法務部コンプライアンス (compliancejp@youngliving.com) に提出しなければなりません。申請者が連絡をとった証拠を提供できない場合、ヤング・リビングは独自の判断でその申請を拒否することができます。3 名のサポートメンバーを通してプレイスメント変更が成功した場合、グループメンバーは系列上位にロールアップされます。サポートメンバーの 3 名のうち 1 名以上より、承認サインについて異議がでた場合、コンダクトサクセスチームは、承認された書面を調査し、プレイスメント変更を取り消して、元の系列にとどまらせることがあります。なお、登録 30 日後、紹介者変更はできません。ヤング・リビングは、独自の判断でプレイスメントの変更を承認したり、拒否したりする権利を有します。調査の結果、会員が本規約に違反してプレイスメント変更ポリシーを使用したことを証明する証拠がある場合、ヤング・リビングは独自の裁量

で、いつ違反が発覚したかに関わらず、プレイスメント変更を取り消すことができます。

アクティブなサポートメンバー会員3名から承認を得られないときは、申請者は6か月間、製品を注文しないことによって、6か月後にプレイスメント変更することができます。6ヶ月が終了した時点で、申請者は、メール(resolutions@youngliving.com)を送付し、35ドルの手数料を支払うことで、プレイスメント変更をリクエストすることができます。新しいプレイスメントは、紹介者になることはできません。

ヤング・リビングは、ボーナスプランの下で支払いを操作しようとするプレイスメント変更要求を承認しません。グループメンバーのランクアップがすぐに発生するようなプレイスメントの変更も拒否されます。

前月にヤング・リビングに登録した会員や製品を注文した会員が、その月の最初の5営業日の間にプレイスメントや紹介者変更をした場合、その変更は前月のランク、資格および支払いに影響を与える可能性があります。

■ 12.3 権利放棄

紹介者やプレイスメントの変更に関する手続に従わないブランドパートナーは、ヤング・リビングがそのような変更を承認しないリスクを負うものとします。法律で認められる範囲内で、ヤング・リビングまたはその役員、取締役、所有者、従業員、または代理人は、紹介者やプレイスメントの変更に関する手続に従わないことに起因または関連する、ビジネス組織の登録やスポンサーシップの処分に関するヤング・リビングの決定に関連するいかなる損害についても責任を負わないことをブランドパートナーは理解・同意し、これに関して一切の請求を放棄するものとします。

■ 12.4 プレイスメントプログラム（旧スポンサープログラム）

プレイスメントまたは紹介者が指定されずに登録された新会員はオーファン [an orphan] とみなされます。ヤング・リビングがオーファンにプレイスメントまたは紹介者を割り当てる場合、ヤング・リビングの単独の裁量で行われます。

■ 12.5 グループメンバーシステムレポート

「グループメンバーシステムレポート」（以下「レポート」）は任意であり、バーチャルオフィスから取得できます。ヤング・リビングのブランドパートナー向けの個人ウェブサイトを持つブランドパートナーは、希望すれば、毎月1つの無料のレポートを電子メールで受け取ることができます。追加で電子メールによりレポートを受け取る場合は、追加料金がかかります。ヤング・リビングのブランドパートナー向けの個人ウェブサイトを持っていないブランドパートナーは、要求した各レポートに対して、定められた料金を支払うことになります。レポートをファックスまたは郵送で受け取りたいブランドパートナーは、ページごとに定められた金額を支払う必要があります。ヤング・リビングは、本セクションに記載されている料金を変更する権利を留保します。

「グループメンバーシステムレポート」は、本契約に定められた機密情報に該当します。これらの義務を制限することなく、ブランドパートナーは、自らの販売組織を発展させ、サポートする目的以外で、レポートを使用することはできません。具体的には、本契約期間中、および理由にかかわらずいずれかの当事者によって本契約が失効または終了した後も、以下の行為を行うことはできません。

- 第三者に「レポート」に含まれる情報を開示すること。
- 本契約に違反して、ヤング・リビングと競合するためにレポートを使用すること。
- 「レポート」に記載された会員または顧客を勧誘するために、または本契約が禁じている行為に携わるために「レポート」を用いること。
- 「レポート」に含まれる情報を使用し、または第三者、パートナーシップ、団体、企業または他の法人に対して開示すること。
- 本契約に違反して、レポートを利用して、ボーナスプランを操作すること、または操作しようと試みること。

理由にかかわらずいずれかの当事者によって本契約が失効または終了した時点で、またはヤング・リビングから要求があった時点で、(i)「レポート」の原本およびすべてのコピー（電子ファイルを含む）をヤング・リビングに返却し、(ii) または保有するすべての「レポート」のハードコピー、電子ファイルまたはその他の形態のコピーを破棄し、その破棄の証拠をヤング・

リビングに提供するものとします。本条項に定める義務は、本契約の終了後も存続し、ブランドパートナーは、差止命令、損害賠償、その他の利用可能な救済措置によって、法的責任を追及される可能性があります。さらに、ブランドパートナーは、ヤング・リビングが本条に基づく権利を執行する法的措置において勝訴した場合、ヤング・リビングは本条に基づく権利の執行に要したすべての費用と合理的な弁護士費用を請求できることに同意します。

13 | 争議解決と懲戒処分

13.1 他の会員との争議

ブランドパートナー間に苦情や申し立てがある場合、ヤング・リビングメンバーコンダクトサクセスチームに書面で報告することができます。報告方法は、郵送、ファックス、または電子メール (conduct@youngliving.com) のいずれかです。苦情の内容には、不適切な行為があったとされる具体的な事例、可能であれば、苦情の内容となった出来事の発生日、場所、不適切な行為を直接目撃した人物の名前を明記してください。

ヤング・リビングメンバーコンダクトサクセスチームは、書面による苦情を受理後、調査を行い、該当する規約を確認し、争議の解決方法を決定します。

13.2 個別仲裁合意

本第 13.2 条の個別仲裁合意は、本契約の終了後も存続する。

本個別仲裁合意は、ブランドパートナーとヤング・リビングおよび / または関連当事者との間で生じるいかなる性質の争議も、どのように解決されるべきかを定めるものである。ここに明示的に定める場合を除き、争議を効率的かつ費用対効果の高い方法で相互に友好的に解決することを目的に、当事者は裁判による権利を放棄します。

ブランドパートナーとヤング・リビング（それぞれ、該当する場合には関連当事者を含む、「当事者」といい、総称して「当事者」という）は、本個別仲裁合意が、本契約の他の条項とは別に当事者間の別個かつ独立した合意であり、本契約の他の条項の執行可能性のいかんにかかわらず執行可能であることを理解し合意します。

当事者はさらに、本契約の全部または一部の執行不能性は、本個別仲裁合意の執行不能性の理由とはならないことを理解し合意する。本個別仲裁合意には、争議を仲裁することに関する当事者の相互合意が含まれるが、これに限定されません。

本契約のいかなる規定にもかかわらず、ヤング・リビングによる本個別仲裁合意のいかなる修正も、ブランドパートナーによる当該修正への明示的な同意があった場合にのみ効力を生じます。ブランドパートナーは、提案された修正に付随する指示に従うことにより、当該提案された修正に同意することができます。ヤング・リビングは、修正の通知後 30 日以内に提案された個別仲裁合意の修正に同意しないブランドパートナーとの契約を解除することができます。このような修正は、当該訴訟または争議の発生または発生の日付に関係なく、修正の効力発生日以降に当事者によって提起されたすべての訴訟またはその他の争議に適用されます。

本契約は、ブランドパートナーとヤング・リビングの間で締結されたものですが、ヤング・リビングの関連会社、オーナー、メンバー、マネージャー、取締役、従業員（以下「関連当事者」といいます。）も、本契約の規定、特に個別の仲裁合意に関する規定については、第三者受益者として本契約の権利を受けることができます。本契約に記載されている内容のいかなる部分も、ブランドパートナーとヤング・リビングの間で行われる取引に関して、関連当事者が関与したり、責任を負ったり、あるいは法的責任を負うことを意図するものではありません。

さらに、両当事者は、本契約のいかなる条項も、関連当事者が当事者間争議に巻き込まれるべきか否かという点に関する、関連当事者が有する抗弁をも、関連当事者が放棄することを意味するものと解釈されるべきではないことを認めます。

この個別の仲裁合意のいかなる規定も、その現行の形態または修正された形態において、何らかの理由により無効または執行不能と判断された場合、当該規定は分離され、分離された規定は執行可能とするために必要な範囲でのみ修正されます。個別の仲裁合意の残りの部分は、完全に有効かつ効力を有します。

本契約で別途定められている場合を除き、ブランドパートナーとヤング・リビングおよび関連会社との間に生じるいかなる争議、請求、または論争（契約またはその違反から生じるもの、ヤング・リビングの製品またはサービスの販売、購入、または使用から生じるもの、または当事者の商業的、経済的、またはその他の関係から生じるものを含むがこれらに限定されない、そのような請求が、法令、契約、不法行為、民法、英米法、またはその他の権利、特権、または利益に基づくものであるかどうかにかかわらず）は、本契約に定める拘束力のある仲裁によって解決されます。

本契約に別段の定めがない限り、争議はすべて、ブランドパートナーが居住する国の法律およびこの個別仲裁合意書に従って、JAMS (Judicial Arbitration and Media Services) の規則に基づき、拘束力のある仲裁に付されるものとします。この個別仲裁合意書は、ブランドパートナーが居住する国の法律が明示的に別段を要求する場合を除き、争議が生じた際に優先します。JAMS の規則と手続は jamsadr.com で入手でき、また conduct@youngliving.com にリクエストを送信することで提供されます。

適用法令により最大限許容される範囲において、当事者（関連当事者を含む）は、各当事者は、自分自身の権利を守るために訴訟を起こすことはできますが、それはあくまでも個人としての訴えに限り、「集団訴訟」や「代表訴訟」など、複数の人の権利を代表して訴訟を起こすことはできないことに同意します。JAMS（仲裁機関）の規則にかかわらず、仲裁人は、複数の人の争いをまとめて審理したり、代表して争いをしたりすることはできません。つまり、仲裁は、個々の人の問題を個別に解決するためのものとして行われます。すべての当事者が書面で同意した場合に限り、例外的に複数の人の争いをまとめて審理することができます。

法令で集団訴訟を行う権利の放棄が認められない範囲において、当事者らは、個々の争議の仲裁が終了するまで、当該集団訴訟を保留することに合意します。また、法令で禁止されていない限り、当該保留が解除された場合、当該集団訴訟は、セクション B に定める準拠法、管轄、および訴訟地の規定に従って訴訟を行うものとします。

仲裁手続

JAMS の規則にかかわらず、以下の事項がすべての仲裁手続に適用されます。

- 時間厳守：両当事者は、時間を厳守することに同意します。
- 言語：仲裁手続は、現地語（必要に応じて適切な翻訳者を用いる）で行われます。
- 審理時間：両当事者は、それぞれ、直接尋問を含む主張の陳述に平等な時間を割り当てられます。
- 仲裁判断の効力：仲裁人の決定は、両当事者に対して最終的で拘束力があります。必要に応じて、裁判所の判決に転換される可能性があります。以下に記載されているように、当事者は特定の仲裁判断に対して異議申立てを行うことを選択できます。仲裁判断の確認、取消、変更、またはその他の判決の執行に関するいかなる申立てまたは行動も、本契約第 13.3 条に従うものとします。さらに、法律で許される最大限の範囲内で、仲裁人（ら）の判断を執行しようとする当事者は、機密情報の保護を維持するために、裁定書を封筒に入れて提出するものとし、両当事者は、かかる提出、申立て、または命令を封筒に入れて提出することに同意します。
- 懲罰的損害賠償：仲裁人（ら）は、適用法または法令が明示的に定める場合を除き、懲罰的損害賠償を裁定する権限を有しません。
- JAMS の規則にかかわらず、争議の金額に応じて特定の手続が適用されます。争議額が 100 万米ドル未満の場合、当事者間の別途合意がない限り、以下の手続が適用されます。
- 仲裁は、仲裁人が任命された日から 180 日以内に開始され、最終的な聴聞は 5 営業日以内に行われます。
- 仲裁人は、JAMS の仲裁人選任規則に従って、JAMS の仲裁人名簿から 1 名が選任されます。
- 仲裁人は、仲裁の目的に合致するよう証拠開示の手続を開始します。証拠開示は、JAMS が定める規則に従って行われ、費用対効果の高い効率的な争議解決を含む、仲裁の通常目的を達成することを目的としています。
- 争議額が 100 万米ドル以上の争議については、当事者間の別途合意がない限り、以下の手続が適用されます。
- 仲裁人は、JAMS の仲裁人選任規則に従って、JAMS の仲裁人名簿から 3 名が選任されます。
- 両当事者は、JAMS の任意仲裁控訴手続に基づき、仲裁判断に対して控訴パネルへの控訴を申し立てる権利を有するものとします。両当事者は、任意仲裁控訴手続に基づいて提起されるいかなる控訴についても、口頭弁論を請求することに合意します。

本契約に別段の定めがない限り、仲裁人は、争議を裁定する仲裁人の管轄権に対する異議、本個別仲裁合意の存在、範囲、有効性に関する異議および／または争議の仲裁可能性に関する異議を含め、当該異議を決定し裁定する排他的な権限を有します。

両当事者は、ヤング・リビングが、本契約に定義される貴重な企業秘密及び機密情報を有することを理解し同意します。当事者は、本個別仲裁合意に基づいて提起されるいかなる訴訟においても、当該企業秘密及び機密情報を公に開示することがないようにあらゆる措置を講じることに同意します。

仲裁費用：ヤング・リビングは、本個別仲裁合意に基づいて開始された仲裁手続に関連するすべての申立費用、管理費用、および仲裁人費用をブランドパートナーに負担するものとします。前項にかかわらず、法令で認められる最大限の範囲において、ブランドパートナーは、仲裁において発生したすべての追加費用および費用、特に弁護士費用および専門家証人費用を含むがこれらに限定されない費用に対して責任を負うものとします。

暫定的な差し止め命令と執行救済：下記に定める場合を除き、いかなる当事者も、争議事項が仲裁機関に提出され、仲裁人が最終的な決定を下すまでは、いかなる裁判所においても訴訟を提起し、または継続することはできません。そして、訴訟を提起できるのは、仲裁人が下した決定を強制執行する場合に限り、裁判所を利用することができます。

個別仲裁合意にかかわらず、いずれかの当事者は、仲裁合意を執行するために、または仲裁手続の係属中または仲裁合意の言渡し後に、仲裁手続において求められた救済が効力を失わないようにするために、仮差し止め命令または仮命令を求めるために、必要に応じて管轄裁判所に申し立てることができます。

特に、ブランドパートナーは、第 3.11.1 項および第 3.11.2 項がヤング・リビングの正当な利益を保護するために合理かつ必要であることを認め、かかる規定および契約違反がヤング・リビングに回復不能な損害を与え、その金額および範囲を推定または確定することが非常に困難であり、ヤング・リビングが法的に十分な救済を受けられない可能性があることを認めます。

そのため、ブランドパートナーは、ヤング・リビングが、ブランドパートナーによる本契約条項および誓約事項の違反または違反の恐れがある行為を防止するために必要な、予備的差し止め命令、仮処分命令、履行の強制、その他の衡平法上の救済を求める権利を有することに同意します。

さらに、本契約のいかなる規定に反することなく、ある当事者が、上記に記載された一時的な差し止め命令または仮処分命令を求める申立てに対して、ある当事者が裁判所の管轄権に異議を唱える場合、当該申立てがなされた裁判所は、自身がその申立てを審理し、一時的な差し止め命令または仮処分命令を発する管轄権を有するか否かを決定する排他的な権限を有します。

本条項に基づく訴訟の提起は、本条項に定める救済以外の救済を求める請求を仲裁に付託する当事者の権利又は義務を制限するものではありません。

ベルウェザー仲裁手続

JAMS 規則のいかなる規定にかかわらず、一時期に 10 件を超える仲裁が未解決で、かつ、それらの仲裁事件が事実または法律に関して実質的に類似または重複する主張をしている場合、ベルウェザー手続（多数の類似した争議が同時に発生した場合に、その代表となる数件の争議を先に仲裁によって解決し、その結果を他の争議に適用することで、効率的に争議を解決する手法）が使用されます。本契約に別段の定めがある場合を除き、ベルウェザー手続により、どのグループの請求に適用されるかについては、JAMS や仲裁人ではなく、管轄裁判所が決定します。

当事者は、多数の類似した主張を含む仲裁事件が、その事件の有責性または無責性にかかわらず、過度の取引費用が発生することを認識し、同意します。また、当事者は、実質的に類似した多数の事件を同時に仲裁することは、困難または不可能であることを認識し、同意します。そのため、当事者は、裁判所が集団損害賠償訴訟において使用するものと同様のベルウェザー訴訟手続を使用することに同意します。これは、1 件または数件の事件が評決に至った後、他のほとんどまたはすべての事件が解決またはその他の方法で解決されるという司法の経験に基づいています。

両当事者は、法令で許される最大限の範囲内で、いかなる時においても同時に進行する訴訟・仲裁は 10 件を超えないことに合意します。残りの訴訟・仲裁はすべて中止され、時効の進行は停止されます。両当事者は、このベルウェザー仲裁手続が適用される場合、争議の解決が遅れる可能性があることを理解し、同意します。本契約に別段の定めがある場合を除き、かつ、争議が事前に解決されない限り、仲裁人は、ベルウェザー手続の対象となる全ての争議について、最初の弁論前会議から 180 日以内に、最終的で拘束力のある決定を下すものとします。

係争中の事件が 1 件、解決（判決、和解、その他）されると、中断されていた仲裁 1 件が、10 件の係争中事件 / 仲裁リストに加えられます。以下の規定に別段の定めがある場合を除き、仲裁請求が受理された順に、10 件の係争中事件 / 仲裁リストに加えられます。仲裁審議が開始されるまで、または、10 件の係争中事件 / 仲裁リストに加えられるまでは、いずれかの当事者が仲裁審議を開始するために支払った金額は返金され、いずれの当事者も JAMS または仲裁人の手数料を支払う義務はありません。

ブランドパートナーが、このベルウェザー手続による遅延により特別な困難が生じると主張する場合、ブランドパートナーはヤング・リビングに対して、10 件の制限を免除するよう嘆願することができます。ヤング・リビングが同意しない場合、ブランドパートナーは JAMS に対して、遅延により特別な困難が生じることを理由として、その仲裁を 10 件の進行中の仲裁審議に入れるよう嘆願することができます。JAMS が特別な困難があると判断し、嘆願を認めた場合、JAMS は（相対的な困難の判断に基づいて）他の 1 件の仲裁を 10 件の審議進行中の仲裁リストから削除し、保留中の仲裁リストの先頭に置くものとします。いかなる場合においても、JAMS は 10 件を超える仲裁を同時に審議することはできません。10 件を超える困難の申請が認められた場合、JAMS は相対的な困難の判断に基づいて、どの 10 件の仲裁を最初に進めるかを決定するものとします。

任意放棄：本個別仲裁合意の適用を希望しないブランドパートナーは、ブランドパートナーが本個別仲裁合意に署名してから 30 日以内に、書面でヤング・リビングにその旨を通知することにより、本契約の適用を放棄することができます。conduct@youngliving.com への電子メール送信など、書面による方法であればいずれも可能です。

電子メールには、ブランドパートナーの氏名と、本個別仲裁合意の適用を希望しない意向を明確に記載する必要があります。ヤング・リビングは、本個別仲裁合意の適用を放棄する選択をしたブランドパートナーとの契約を解除する権利を留保します。

■ 13.3 管轄と訴訟地

仲裁の対象とならない一切の事項については、法令の規定により別段の定めがある場合を除き、いかなる場合においても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■ 13.4 集団訴訟の放棄

当事者双方において、相手方に対する争議は、個人の資格で提起するものとし、既存または将来のいかなる集団訴訟もしくは代表訴訟（集団訴訟もしくは集団仲裁を含むがこれらに限定されない）において、集団の一員として参加する権利を放棄するものとします。

■ 13.5 契約違反

ヤング・リビングは、ブランドパートナーが本契約の諸条件に違反していると単独かつ絶対的な裁量により判断した場合、ブランドパートナーのアカウント停止・終了措置やヤング・リビングが適切と判断するその他の措置を取ることができます。ブランドパートナーが本契約の諸条件に違反したとの申し立てがあった場合、ヤング・リビングは、どのような行為（もしあれば）が行われ、その行為が本契約に違反していたかどうかを判断するために調査を開始することがあります。

ヤング・リビングが、ブランドパートナーが本契約に重大な違反を犯したと判断した場合、ヤング・リビングは本契約を直ちに解除するか、またはヤング・リビングが適切と判断するその他の措置を取ることができます。本契約の重大な違反には、以下の行為が含まれますが、これらに限定されません。

ヤング・リビング（またはその役員、代理人、従業員）、エッセンシャルオイル、栄養補助食品、パーソナルケア製品業界、

ダイレクト販売業界の名誉を損なう可能性のある行為

- 法令違反
- 事実上の根拠のない、または法的根拠のない訴訟をヤング・リビングに対して提起すること、または他人に同様の行為を行うこと
- 契約条件を繰り返し違反する行為
- クロスライン・リクルートまたは重複アカウントの作成

ヤング・リビングが契約に違反したと判断した場合、ヤング・リビングはブランドパートナーに 15 日間の猶予を与え、違反を是正するか、ヤング・リビングの判断に異議を申し立てることができます。ヤング・リビングは、違反したブランドパートナーに対して、違反を是正する方法と、違反を是正または異議申し立てを行う期限を記載した書面通知を送付します。

ヤング・リビングは、違反したブランドパートナーが通知を受けてから 15 日以内に違反を是正しない場合、契約を終了することができます。是正措置の例としては、以下に限定されませんが、以下の是正処置の 1 つ以上が適用されます。

- ブランドパートナーが、ヤング・リビングに関する製品、ライフスタイル、収入、または報酬に関する誤解を招く、人をだまそうとするような、または虚偽の主張をいかなる手段を用いて行い、ブランドパートナー契約に違反した場合、ヤング・リビングは、ブランドパートナーに対し、そのような主張を訂正する文書を作成し、公開することを要求することができます。
- ブランドパートナーが契約のいずれかの条項に違反した場合、ヤング・リビングは、ブランドパートナーに対し、違反が継続していないことを確認するために、追加のフォローアップ調査に協力することを要求することがあります。
- ブランドパートナーが本契約のいずれかの条項に違反した場合、ヤング・リビングは、当該違反から得られた利益の没収を要求することができます。これには、賞金、インセンティブ、販売報酬、ボーナス、ランク認定、またはヤング・リビングが主催するイベントへの参加などが含まれる場合があります。この没収は、特定の期間にわたって行われることがあります。

ヤング・リビングが契約の違反とみなされる可能性のある行為を調査している間、ヤング・リビングは調査対象のブランドパートナーのボーナスの一部または全部の支払いを停止する場合があります。調査の結果、ブランドパートナーの契約違反が判明した場合、調査期間中に差し止められた販売報酬やボーナスを取り戻す権利を持ちません。ヤング・リビングは、必要に応じて、金銭的または衡平法上の救済を求める法的措置をとる場合があります。また、ヤング・リビングが契約を解除、またはブランドパートナーに契約違反を是正させなかったとしても、それは契約違反があった条項に対する権利の放棄や、ヤング・リビングが法的措置を取る権利の放棄を意味するものではありません。

■ 13.6 ブランドパートナー契約違反の決定に対する異議申立て

ヤング・リビングが、ブランドパートナーの契約違反を決定した場合、そのブランドパートナーはヤング・リビングに対して、契約違反の判断について異議を申し立てることができます。異議申立ては書面で行い、違反通知日から 15 日以内に、ヤング・リビングに受領されなければなりません。異議申立てには、すべての関連書類を提出する必要があります。ヤング・リビングは、違反の決定を再検討し、その決定をブランドパートナーに書面で通知します。15 日以内に異議申立てがない場合、違反の決定および違反を是正するために必要な措置は最終的なものとなります。

14 | 契約終了

14.1 無活動による契約終了

特定の月においてパーソナルボリューム（PV）要件を満たさなかった場合、グループメンバー組織を通じて達成した売上に対するボーナスを受け取ることができません。連続する12か月の間の購入が累積で50PVに達しなかった場合、ブランドパートナーのアカウントは無活動とみなされ、本契約は自動的に終了し、ブランドパートナーのアカウントはインアクティブとなり、アクティブなダウンライン組織から削除されます（アカウントは翌月の15日にシステムから削除されます）。

12ヶ月間注文を行わない、またはボーナスを獲得できなかったブランドパートナーは、ランクやダウンラインを持たない新規ブランドパートナーとして、任意の紹介者および/またはプレイズメントの下で再登録することができます。

14.2 再登録

無活動なブランドパートナーとみなされた場合（13か月間注文活動がなく、組織から外れ、ダウンロードビューアに表示されなくなった場合）、メンバーサービスに連絡して50PV以上の製品を購入し、紹介者から概要書面を入手することで、ブランドパートナーアカウントを再登録することができます。アカウントの再登録により、新規のブランドパートナーとみなされます。

14.3 ヤング・リビングによる契約解除

ヤング・リビングがブランドパートナーの契約を解除する場合、ヤング・リビングは、郵送、登録された電子メールアドレス、またはブランドパートナーの登録住所に届くことが見込まれるその他の配送方法により通知します。通知に別段の定めがない限り、契約解除は通知が発行された日において有効となります。

本契約に基づきヤング・リビングとの契約が解除された場合（販売手数料の獲得がないためにショッピングメンバーアカウントへ移行される場合を除く）、契約解除日から12カ月経過後にブランドパートナーとして再申請を行うことができます。再申請を行うには、ヤング・リビングメンバーコンダクトサクセスチーム (conduct@youngliving.com) に対して、ヤング・リビングとの契約を再締結することを許可されるべき正当な理由を説明する書面を提出しなければなりません。ヤング・リビングは、自らの裁量と絶対的な判断で、再登録要求を受け入れるか拒否するかの決定を行います。

14.4 自発的契約解除

ブランドパートナーは、いつでもいかなる理由であっても、ヤング・リビングに書面で通知することにより、ブランドパートナー契約を自発的に解除することができます。解除後6ヶ月以内に再登録する場合、ブランドパートナーは以前の紹介者とプレイズメントの下で登録する必要があります。

14.5 解約の影響

契約解除と同時に、ブランドパートナーはグループメンバー、およびグループメンバーの販売実績に起因する将来のボーナスを含め、会員の特典に対するすべての権利を放棄します。終了の際、ヤング・リビングはその単独の裁量に基づき、販売組織を保持、転売、活動中の次のサポートメンバーへ繰り上げる、または解散させることによってプレイズメントのグループメンバーから解消させることができます。

契約解除と同時に、ブランドパートナーは、直ちにブランドパートナーとしての活動を停止し、ヤング・リビングの知的財産、レポート、その他の顧客やブランドパートナーのリストおよび連絡先情報をすべて、直ちに返却および削除しなければなりません。いかなる理由であれ、ブランドパートナーアカウントの解除後も、ヤング・リビングは単独の裁量により、ブランドパートナーとしてのポジション（販売組織内の位置）について、ポジションを他のメンバーに譲り維持する、上位メンバーに圧縮および/または繰り上げる、ヤング・リビングがビジネスにとって最善と判断する売却または処分を行うという選択肢を含めた決定権を有します。

15 | その他

■ 15.1 遅延

ヤング・リビングは、ヤング・リビングが合理的に制御できない状況に起因する、その義務履行の遅延または不履行について責任を負いません。これには、不可抗力、ストライキ、労働争議、暴動、戦争、火災、洪水、死亡、原料供給の減少または中断、政府の決定または命令が含まれますが、これらだけに限定されません。

■ 15.2 部分的効力

本契約の一部の定めが、その現状または変更を含め、理由を問わず無効または施行不可能であることが判明した場合は、その定めのうち無効である部分のみが分離されます。それ以外の条件および定めは完全に効力を維持し、かかる無効または施行不可能な定めが契約の一部を構成したことがないかのように解釈されます。本契約は、ヤング・リビングの事業利益を最大限促進する目的で、ヤング・リビングによって解釈されます。

■ 15.3 免責

ヤング・リビングは、本契約または事業活動に適用される法律・規制の遵守を要求する権利を決して放棄しません。例えば、ヤング・リビングが本契約に違反する行為に対して何らかの行動または不作為を取ったとしても、それはヤング・リビングの権利の放棄または当該行為への黙認とはみなされません。ブランドパートナーまたはショッピングメンバーに対して本契約の定めを実施しなかったとしても、その定めまたは他の定めを実施するヤング・リビングの権利を放棄したもとはみなされません。万が一、ある方針が放棄される場合、ヤング・リビングが承認した代理人がその放棄を文章で通知します。その放棄は、その文章で通知した特定の案件のみに適用されます。

■ 15.4 見出しの無効力性

本「方針と手続」の見出しおよび小見出しは参考のためのみであり、本契約の実体的な条件ではなく、そのように解釈されることはありません。